

衆議院

文 教 委 員 会 議 録 第 五 号

平成五年四月七日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長代理理事 松田 岩夫君

理事 中山 成彬君 理事 原田 義昭君

理事 真鍋 光広君 理事 渡瀬 憲明君

理事 沢藤 礼次郎君 理事 吉田 正雄君

理事 鍛冶 清君

井上 喜一君 岩屋 毅君

奥田 幹生君 狩野 勝君

河村 建夫君 小坂 憲次君

佐田 玄一郎君 塩谷 立君

島村 宜伸君 西岡 武夫君

秋葉 忠利君 小川 信君

川崎 寛治君 興石 東君

佐藤 泰介君 嶋崎 護君

山元 勉君 冬柴 鐵三君

矢追 秀彦君 山原健二郎君

柳田 稔君

出席國務大臣

文 部 大 臣 森山 眞弓君

出席政府委員

文部大臣官房長 吉田 茂君

文部省初等中等 野崎 弘君

教育局長

文部省高等教育 遠山 敦子君

局長

文部省學術國際 長谷川善一君

局長

委員外の出席者

人事院事務總局 稻葉 博君

職員局福祉課長

總務庁行政管理 市川 祐三君

局管理官

大藏省主計局主 福田 進君
計官 文教委員会調査 福田 昭昌君
室長

委員の異動

三月二日

井上 喜一君

岩屋 毅君

奥田 幹生君

同日

石原慎太郎君

今井 勇君

小沢 一郎君

石原慎太郎君

同日

奥田 幹生君

同日

石原慎太郎君

今井 勇君

小沢 一郎君

同日

奥田 幹生君

同日

石原慎太郎君

今井 勇君

小沢 一郎君

同日

奥田 幹生君

同日

石原慎太郎君

今井 勇君

小沢 一郎君

同日

奥田 幹生君

同日

石原慎太郎君

今井 勇君

同日
秋葉 忠利君 補欠選任 嶋崎 護君
小川 信君 小林 守君
柳田 稔君 永末 英一君

三月二日

行き届いた教育の充実に関する請願外一件并

上義久君紹介(第三六四号)

同外一件(倉田栄喜君紹介(第三六五号)

同外一件(春田重昭君紹介(第三六六号)

同(飯仲義彦君紹介(第三九三号)

豊かな私学教育実現のための私学助成に関する

請願井上義久君紹介(第三六七号)

同(鈴木喜久子君紹介(第四八一号)

同外四件(伊東秀子君紹介(第五一八号)

私学助成の大幅増額、四十人学級の実現に關する

請願(倉田栄喜君紹介(第三六八号)

同外一件(馬場昇君紹介(第三九四号)

幼稚園の学級定数の改善に關する請願(長谷百

合子君紹介(第四一一号)

同(沖田正人君紹介(第四八二号)

同(伊東秀子君紹介(第五一九号)

義務教育費国庫負担制度の堅持に關する請願

(赤松広隆君紹介(第四八三号)

小・中・高校三十五人学級早期実現、私学助成

の大幅増額、障害児教育の拡充に關する請願

(渡部一郎君紹介(第五一六号)

三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本

的拡充に關する請願(渡部一郎君紹介(第五一

七号)

同日

学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に關

する請願(鍛冶清君紹介(第五五四号)

私学助成の充実に關する請願(北沢清功君紹介

(第五五五号)

同(清水勇君紹介(第五五六号)

同(堀込征雄君紹介(第五五七号)

同(申原義直君紹介(第六一七号)

同(井出正一君紹介(第七一九号)

同(唐沢俊二郎君紹介(第七二〇号)

同(小坂憲次君紹介(第七二二号)

同(田中秀征君紹介(第七二三号)

同(羽田孜君紹介(第七二三号)

同(宮下創平君紹介(第七二四号)

同(村井仁君紹介(第七二五号)

高校四十人学級の早期実現、急減期特別助成な

ど私学助成の大幅増額に關する請願(戸田菊雄

君紹介(第五五八号)

行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に

關する請願(三野優美君紹介(第六五二二号)

同外九件(加藤繁秋君紹介(第七二六号)

四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私

学助成の大幅増額に關する請願外四件(嶋崎弥

之助君紹介(第六五三三号)

同外十一件(松本龍君紹介(第六五四号)

同外十一件(神崎武法君紹介(第七二七号)

同外三件(嶋崎弥之助君紹介(第七二八号)

幼稚園の学級定数の改善に關する請願(外口玉

子君紹介(第六五五五号)

私学助成の大幅増額、三十五人学級早期実施に關

する請願(山元勉君紹介(第七二二二号)

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、

教育条件の改善に關する請願(緒方克陽君紹介

(第七二三号)

私学助成の拡充、学級規模の縮小、父母負担の

軽減、障害児教育の充実に關する請願(外口玉

子君紹介(第七二四号)

小・中・高三十五人以下学級の早期実現と私学

助成の抜本的拡充等に關する請願(鈴木久君紹

介(第七一五号)

小・中・高三十五人学級の現現と私学助成の抜本的強化に関する請願(山元勉君紹介(第七一六号))

小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(筒井信隆君紹介(第七一七号))

豊かな私学教育実現のための私学助成に関する請願外一件(神崎武法君紹介(第七一八号))

同月二十三日

行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願(加藤繁秋君紹介(第七一九号))

同(三野優美君紹介(第七二〇号))

教職員の増員、三十五人学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、障害児教育の充実に関する請願(田中恒利君紹介(第七二一号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

同(藤田高敏君紹介(第七二二号))

の大幅増額に関する請願(小沢和秋君紹介(第七七八号))

私学助成の大幅増額、三十五人学級の現現に関する請願(辻第一君紹介(第七七九号))

同(寺前巖君紹介(第七八〇号))

同(東中光雄君紹介(第七八一号))

同(藤田スミ君紹介(第七八二号))

同(正森成二君紹介(第七八三号))

同(吉井英勝君紹介(第七八四号))

同(永末英一君紹介(第七八五号))

三十五人以下学級の現現、私学助成大幅増額、障害児教育の充実に関する請願(三浦久君紹介(第七八五号))

四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願外三件(檜崎弥之助君紹介(第七八六号))

同外十四件(岩田順介君紹介(第七八七号))

同外二件(檜崎弥之助君紹介(第七八八号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

同(三浦久君紹介(第七八四号))

学級定員の削減等教育条件の改善、私学助成の抜本的拡充に関する請願(時崎雄司君紹介(第八一〇号))

新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、私学助成の拡充に関する請願(時崎雄司君紹介(第八一〇号))

豊かな私学教育実現のための私学助成に関する請願(貝沼次郎君紹介(第八一二号))

私学助成の充実に関する請願(木島日出夫君紹介(第八一三二号))

行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願外十件(加藤繁秋君紹介(第八三三三号))

教職員の増員、三十五人学級の早期実現、私学助成の増額と拡充に関する請願(五島正規君紹介(第八四九号))

同(第八四九号)

行き届いた教育の充実に関する請願(森本晃司君紹介(第八五〇号))

同(第八五〇号)

小・中・高三十五人学級の現現と私学助成の抜本的強化に関する請願(井上一成君紹介(第八五二二号))

同(第八五二二号)

私学に対する公費助成の大幅増額に関する請願(高木義明君紹介(第八六六号))

同(第八六六号)

私学助成大幅増額、高校四十人以下学級の早期実現、障害児教育の充実に関する請願(高木義明君紹介(第八六七号))

同(第八六七号)

小・中・高校の三十五人以下学級実現、私学への生徒急減期特別助成、障害児教育の充実に関する請願(小川信君紹介(第八六八号))

同(第八六八号)

小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(水田稔君紹介(第八六九号))

同(第八六九号)

生徒急減期に即応して四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願外十四件(鏡治清君紹介(第八八三二号))

同(第八八三二号)

私立専修学校の教育、研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(小沢和秋君紹介(第八九四八号))

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(第八九四八号)

同(金子満広君紹介(第九四九号))

同(木島日出夫君紹介(第九五〇号))

同(児玉健次君紹介(第九五一号))

同(佐藤祐弘君紹介(第九五二号))

同(菅野悦子君紹介(第九五三三号))

同(辻第一君紹介(第九五四号))

同(寺前巖君紹介(第九五五号))

同(東中光雄君紹介(第九五六号))

同(不破哲三君紹介(第九五七号))

同(藤田スミ君紹介(第九五八号))

同(古堅実吉君紹介(第九五九号))

同(正森成二君紹介(第九六〇号))

同(三浦久君紹介(第九六一号))

同(山原健二郎君紹介(第九六二号))

同(吉井英勝君紹介(第九六三三号))

小・中・高三十五人以下学級の現現と私学助成の抜本的改善に関する請願(木島日出夫君紹介(第九六四号))

同(第九六四号)

同(串原義直君紹介(第九六五号))

同(清水勇君紹介(第九六六号))

三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充に関する請願(永末英一君紹介(第九六七号))

同(第九六七号)

幼稚園の学級定数の改善に関する請願(菅直人君紹介(第九六八号))

同(第九六八号)

同(小沢和秋君紹介(第九六九号))

同(金子満広君紹介(第九七〇号))

同(木島日出夫君紹介(第九七一七号))

同(児玉健次君紹介(第九七二二号))

同(佐藤祐弘君紹介(第九七三三号))

同(菅野悦子君紹介(第九七四四号))

同(辻第一君紹介(第九七五五号))

同(寺前巖君紹介(第九七六六号))

同(東中光雄君紹介(第九七七七号))

同(不破哲三君紹介(第九七八八号))

同(藤田スミ君紹介(第九七九九号))

同(古堅実吉君紹介(第九八〇〇号))

同(正森成二君紹介(第九八一八号))

同(第九八一八号)

同(第九八一八号)

同(第九八一八号)

同(第九八一八号)

同(第九八一八号)

同(第九八一八号)

同(第九八一八号)

同(第九八一八号)

うことが特に叫ばれておるわけでございます。文部省の大学審議会でも大学改革のための幅広い提言がなされるなど、改革の機運が高まっているというふう聞いております。

そこで、まず大学改革の推進について、現在の取り組みの状況、さらにはこれからの方向、こういうことについて大臣にお尋ねをしたいと思っております。

○森山國務大臣 我が国がこれからあらゆる分野で活力を維持して積極的に世界に貢献していきまするためには、学術の振興と人材の養成を担う大学の改革を不断に進めていくことが必要でございます。このため、文部省におきましては、先ほど先生もお触れくださいましたように、大学審議会における検討を中心として、高等教育全般にわたる改革を着実に進めてまいりました。平成三年、大学教育の基本的枠組みを定めた大学設置基準等の大綱化、自己点検・評価制度の導入などを行いまして、各大学が個性豊かな教育を自由に展開していくことができるようにしたところでございます。

これらの制度の改正を受けまして、各大学におきましては、一般教育と専門教育を含めまして、各大学、学部等の特色を生かした体系的な一貫教育カリキュラムを実施いたしました。あるいは教養部を廃止して新たな教育カリキュラムを全学的に実施したりなどのいろいろな取り組みが行われております。また、自己点検・評価につきましても、多くの大学で学内の実施体制が整備されまして、報告書などを作成し公表する大学もかなり出てきていますところでございます。今後とも、各大学が創意を生かして個性的な教育、研究活動を展開していきましますように、各大学の積極的な取り組みを促してまいりますとともに、引き続き、大学審議会の審議を踏まえながら、大学等の充実と改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○原田(義)委員 今大臣から大学審議会の報告等々につきまして御説明いただきましたけれども

も、いろいろな問題点といえますが、課題があらうかと思いますが、今回の法律案は教養部、教養学部の改革が一つの論点となっておりますけれども、大学においては本来幅広い教養と深い専門知識を養うということが求められておりますけれども、近年国立大学において、従来教養部で、教養学部で志向してきたそれを大分変革をしておる、その教養部を他の学部に変更するというような動きがあるやに聞いております。各国立大学においての教養部の改革、その検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

○遠山(教)政府委員 先生御指摘のとおり、大学におきましては、幅広い教養とともに専門的な知識を身につけるといことが非常に大事であるわけでございますけれども、これまで教養部あるいは一般教育実施体制の現状につきましてはかねがねいろいろ批判があつたわけでございます。それは、一般教育の理念、目標と実際の授業との間に乖離があるのではないか、あるいは専門教育との有機的な関連性が欠如しているのではないかと、このような問題点も指摘されてまいりましたところでございます。

それを受けまして、大臣からお話ございましたように、大学審議会の御審議を得て、答申を踏まえまして、そして各大学がそれぞれの理念に沿った独自のカリキュラムを自由に組めるようにいろいろな制度改正を行つたわけでございます。その制度改正を受けまして、それぞれの大学で今カリキュラムの見直しが行われているわけでございますけれども、教養部改革はその一環として取り上げられているものでございます。したがって、教養部改革といえますのは、その廃止が目的ではないと、各大学におけるカリキュラムの充実を目的とするものでございます。したがって、その教養部の改組に当たりましては、キャンパスの事情あるいは学部構成等の各大学の事情に応じまして大学の対応は多様であるわけでございます。ちなみに、現在教養部を置いております大学は二十八大学でございますが、教養

学部あるいは総合科学部などの特別の学部において実施している大学が三大学ございます。

その対応の仕方でございますけれども、例えば教養部自体は存続するというふうな考え方もございますし、あるいは教養部を含む全学的な再編成により学部を新設するケース、今回法改正でお願いしておりますが、そういう方法もございまして、あるいは大学院を充実する方法もございまして、あるいは教養部のマンパワーを利用いたしまして既存の学部等をさらに充実していくケース等さまざまでございます。いずれにしても、それぞれの大学が熱心に大学の教育、研究のあり方を問い直されて、その結果出てきた構想を重んじまして、その構想の熟度に応じて必要な対応を図つてまいるといのが現在の状況と考える方でございます。

○原田(義)委員 私は、大事なことは、従来教養部でかなりそのことに焦点を当てて教養を身につけさせる、その部分が他の学部に分けられることによって、今までやってきたその部分が薄まり、またなくなつてしまふ、その辺を心配をするわけでございますが、その辺は大丈夫でしょうか。

○遠山(教)政府委員 その点はまさに教養部改革の際の一番の留意すべき点であると考えております。大学設置基準を改正いたしましたときもそのことを当然の重要事項と考えながら、しかし留意を促すために新たに条項を加えまして、大学設置基準の第十九条第二項に、これは新しく創設した条項でございますが、「教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならぬ。」ということ、一言で言えば教養教育の重要性ということ、うたい込んでいますわけですが、それぞれの大学、今まで出てまいりました改革案の中にも、いずれもこの思想は十分に盛り込まれているというふうな私どもは認識いたしております。

○原田(義)委員 それと、今回群馬大学、名古屋大学、個別の大学の学部の改廃、これを法律という形で審査しておるわけですが、それども、そもも、こういう大学の学部の改廃まで法律事項だというのが私は若干奇異に感ずるのですね。私は、今回の改正は、社会情報学科とか情報文化学部という、恐らく世の中の流れに沿つて大学が変わらう、新しいコースを設けよう、そういう意欲のあらわれだろうと思ふのですけれども、そのことは全くそのとおりなんですね。ところが、恐らく法律の体系がどうなつていようと思ふのですけれども、法律でこうやって一々そのまゝやる必要があるのかという感じもするのです。

というのは、私も東京における人間は、法律を要するとかなんとかというのはそれほど大仕事と思いませんけれども、やはり地方の大学のそういう関係者が、さあ、こういう時代になつてきたから例えば国際的な学科をつくらうとか、何とかをつくらうとしたときに、つくらうという意欲はいいのだけれども、最後はこれを法律の形にしなければならぬとなると、これは相当の足というか、大変なことだぞというふうに思ふのではないかと、私には思ふのです。法律の体系は今そうなつておるようだからこうなんですけれども、何かの機会にぜひその辺はもっと弾力的に対応できるように体制に、また制度にした方がいいのではないかな、私はこういうふうに思ふのですけれども、どちらでも結構ですが、今そんなような印象を持っています。というのは、やはり地方のそういう方々が、法律まで改正してやるならこれは大変なことだというふうな当然思ひますね。そうすると、そういう世の中の流れについていけない、そういうことになるのではないかなと思ふわけでありまして、意見がありましたらあれですけれども……。

それで、こういうふうな各大学が意欲的に改革に向けて取り組んでおるといふことでありますけれども、当然そのためには、全政府的といひますか、いろいろな行政にもかかわりを持つてきますから、例えば、機構、定員というような側面から

見ますと、当然意欲的な試みに對してバックアップする体制ができていなければおかしいと思ひます。きょうは、総務庁来ておられましたら、こういう大学の自主的な改革努力に對してどういう形で支援されておるか、またそれに臨まれるか、その辺のお話を聞きたいと思ひます。

○市川説明員 総務庁におきまして、行政管理局におきまして文部省を担当しております市川でございます。

今まで累次にわたり議論がございましたように、まず、大学改革ということにつきましては、昭和六十二年の大学審の設置以降、累次にわたる答申がなされて、現在国立大学におきまして自主的な大学改革が進められているということは十分承知してございます。先般来議論されております教養部の改組あるいは自己点検、自己評価の実施というようなことも、このような大学審議会における議論を受け、それを具体化していくという流れであるというふうには理解しております。このように、各大学が時代の進展に適切に対応して、その社会的使命をより一層果たしていくという観点から見ますと、望ましい取り組みというふうに理解しているところでございます。

○原田(義)委員 教育は百年の計とも言われます。ある時期にそれが失敗いたしますと、それはもう本当に国家の存亡にかかわる、そういう大事なことでございますので、ぜひまたそういう機構、定員といひますか、さらには予算の配分、こういうところで他に先んじて、他に比較して特に重点配分をしていただきたい、こういうふうな要望をしておきたいと思ひます。

国立学校のこの法律案につきまして、改正自体は学部の改廃というふうなそういう部分だけですが、私にはやはり大学教育の根幹にかかわることをいろいろここで論じるべきではないかな、こう思うわけです。実は私は、かねがね日本の大学教育というのはどんな問題点があるのだろうかというところをよく考えることがあるのですけれども、たまたま私は先日、まだ新しい大学の先生さんという方いろいろお話を伺ったことがあるのです。実は目からうろこが落ちるというのか、自分自身が漠然と感じていたことをこの野田先生は、いろいろな論文やいろいろなメディアを通して、極めて熱心に自分の所説を説いておられます。

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

におきまして定員削減はかかりますが、ただ政府全体として極めて厳しい定員事情の中で、また全体としては純減を続けている中でこのような数字であるということ、重要な意味を持っているものというところで御理解を願いたいと思ひます。

今後の点でございますけれども、総務庁といったしましても、文部省及び各大学の努力というものを十分踏まえながら、しかし一方で厳しい行財政事情がございまして、その点も十分考慮しながら、そのバランスの上に立つて適切な対処をしてまいりたいというふうな考えている次第でございます。

総務庁といひましたし、毎年の機構ないし定員の査定に当たっているわけでございます。従来から文部省からの大学関係の要求につきましては、その内容につきまして、研究、教育の活動の状況、人材育成の必要性、さらには御要望の内容が現時点での社会的な要請にこたえ得る明確な内容なり目的を持ったものであるかという点を審査させていただきます。その上で機構の設置あるいは増員措置を講じているところでございます。

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

若手数字を申し上げますと、定員面で申し上げますと、平成五年におきましては、新規増員といいたしまして一千一名の国立学校の定員増を認めただけでございます。これにつきましては、当然一方

ているのですが、それは初等教育、中等教育にはとんと限ったことだというわけですね。大学教育というのはむしろ非常に問題がある。国際水準にしろ、もう途上国の大学教育にも劣るのではないかと、このことを指摘されるわけでありまして、このことは、私も自分自身の経歴に引き直しても、例えば大学に入つたけれども、要するになかなか勉強せぬ。大学というのは、学校へ入るまでは非常に難しいけれども、入つてしまつて、何か花よチヨウと遊んでゐるうちに四年間たつて、それで就職と、俗に言う入るのには難しいけれども、出るのには極めて易しいというのが日本の大学の事態だ、このことはもうみんながそう言っているのだ。これも反論しないというのは、恐らくもうほとんどこれは正しい指摘ではないかと思ふのです。

私は地元、オーストラリアから来ている若い学生に半分アルバイトでいろいろな仕事をさせているのですけれども、これがもう日本の大学の甘さというか、ほとんどレジャーとアルバイトしかしてないでよくこれで学校ができていくということとを言われるのです。今までのところはそれがのんきに認識はされておりましたけれども、これではいけないということでこの野田先生は、とにかく日本の大学教育のどこに問題があるかというところ、大学というところは学術研究をするところであると同時に高等教育をするところ、これは二つの意味合いも持っているのだけれども、結論から言うと、日本の大学はその目的としては専ら学術研究にのみ力点が置かれて、その本来の大学の目的である高等教育、要するに教育をする、その部分が甚だしいがしろにされているのではないかと、このことなのです。要するに、学校のシステムにも問題がある。学校の先生にも大いに問題がある。それゆゑに学生に何の緊張感も伝わってこないのは当たり前のことで、そういうことで勉強も余りしない、何となく四年間で遊んで出てしまふ、そういうところがあるのではないかと、この指摘なのです。私ももう本当に我が意を得たりという感じがするわけでありまして、日本の大学の、例えば教授陣、教科内容、教育方法、それから私立大学は特に経営能力とか、それから学生の勉強意欲、そういうようないろいろな側面をとりますと、どう見ても外国の実態に劣るのではないかな。それはなぜかというところ、一つには大学の先生、教授ですね、この教授の選び方といひますか、その資格に、大学教授といふのは教員だけれども、自分自身はまず学術研究を専らする人だといふふうにしてゐるらしいのです。な、自分は学者なのであつて、学問をすることが大事なのだといふことで、ただ問題は、学問業績のところで大いに効果があればよいのですけれども、このところが甚だ疑問のまゝ、いや、自分は教育者としては、どつちかという片手間とは言いませぬけれども……。

ながらそれを授業に取り入れようとするけれども、そうでなければ、専ら自分のライフワークである研究の方は一生懸命やるけれども、生徒を教えるということについては甚だ努力が足りないような気がする。

それで、別にこの学校の宣伝をするわけではないのだけれども、多摩大学という創立三年か四年目の学校においては、生徒が教員を評価する制度というのをきちっと確立しているのだそうですよ。先生が言うには、これは日本でどこかほかにはサンプルがあればと思つたけれども、どうしてもなかったのがアメリカとかよその国のそういう制度を一生懸命勉強して、かなり翻訳するような格好で、要するに自分たちの先生が学生の側から見るとどうだろうということの評価をする。そうすると、その評価点で学校の側が、非常に教育に熱心な人かそうでないかということがはっきりわかるわけです。もちろんこれは単純な評価の仕方では問題があると思いますが、いざいざにしましても、そういうことによって学生の側から先生の側いろいろな注文を伝える。それによって、自分たちが教えてほしいのはむしろ教育、それは高い授業料を払って教育をいまだこうと思つて来ているわけですから、学校の側も当然その需要に対してマツチする指導をしていなければいけません。そのところが例えれば十年一日のごときものであったり、それからしよつちゅう休講が行われる、それから学校も中途から始まつたり途中で終わつたり、その辺が甚だ残念な部分である。

私が申し上げたのはあるいは極端な例かもしれないけれども、何といったって言えるのは、日本の大学生が勉強しない、余り水準が高くないということに対しては、行政も国を挙げてこの問題を深刻に考えなければいけない、そういうふうな考えのわけであります。もちろん大学には長い伝統とか大学の自治とか教授会の自治とか、いろいろそういう問題がありますよ。ですから、その議論をもちろんそういうことにも及ばなければいかぬわけですが、いざいざにしても大事なことは、大学という場所が高等教育にふさわしいものであつて、それなりの実績、それなりの目的をちゃんと持つておるということがどうしても必要ではないかな、こう思うわけがあります。

若干偏見といいますが、若干情報の少ないところからの私の個人的な意見かもしれませぬけれども、人材を育成する、教育をきちつとやるという観点からこういうことを述べさせていたのだいたひであります。なかなか幅広い話なものですからお答えしにくいと思いますが、けれども、大臣、私が申し上げましたことについて何か印象でもいただければと思います。

○森山国務大臣 先生が触れられました野田一夫先生は、私も十数年前からおつき合ひさせていただいておりまして、いろいろ先生の抱負、見識を承り、尊敬申し上げている先生でございます。野田先生は、御自分の御意見が立派であるだけでなくて、それを実際に多摩大学というところで実行しておられますので、非常にそれなりに説得力もあるというふうなふうに思つております。

確かに従来は、大学というところが日本の社会において研究と教育という二つの役目を持つておりますにもかかわらず、どちらかといえば研究の方にウェイトがかかるといういましめが、少なくとも教授の先生方は研究を非常に大切にされて、教育は二の次ではないでしようけれども、あわせて教育もなさるといふような気持ちであつたかもしれないという感じがいたします。しかし、進学率も向上いたしまして、大学というものが従来と随分変わった役割をしていかなければいけない。大学生の大衆化と申しまうか、そういうことを考えますと、教育の面にもつと意を用いていただかなければいけないというふうに思ひます。私も先生と全く同感でございます。

そういうことから、文部省といたしましては、先ほども申し上げました大学審議会の答申を受けまして、平成三年七月の大学設置基準の改正の中でそのようなことに意を用いておるわけでございます。先ほども申し上げましたが、基

準の大綱化による自由な教育カリキュラム設計の促進とか自己点検・評価のシステムとか、このやり方を導入いたしましたので、最近では既に相当の数の大学で先生が先生を評価させていただくというやり方を取り入れておるところもふえてきておるようでございます。

教員の採用の基準につきましても、この改革のときに教育能力の重視ということに新たに盛り込んだわけでございます。これらの最近の改革がこれから次第に功を奏していくことを期待しているところでございまして、先生の御意見、まことに貴重なものを聞かせていただいて、ありがとうございます。

○原田(義)委員 世の中が激しい勢いで変わつておりますので、また教育の面からも、ぜひともそういう事態に対応していただきたいというふうに思つております。

以上でございます。

○松田委員長代理 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 社会党の秋葉でございます。森山大臣は日ごろからいろいろな面で尊敬している政治家ですが、初めて委員会に質問させていただきます。委員会形式には制限もありませんが、次第にも制限がありますので、自由闊達な議論というわけにはいかないかもしれませんが、できるだけ本質的な問題について、特に日本の大学教育について幾つかの点、問題提起ができればというふうに思つております。

実は、きょう質問するに当たつて少し勉強をしたのですけれども、テクニカルな点について、まず幾つか疑問がございますので、大臣にお答えいただくと同時に、これは全く私の無知から生じていることだと思ひますけれども、一、二点伺いたいと思ひます。

まず、ここで議題になっております国立学校設置法の一部を改正する法律案ですが、これの法案の要綱というのを見ますと、いろいろありますけれども、その第一には、教養部を改組し、何々学部を設置するというのが書いてあります。とこ

ろが、法律案の内容を見ますと、教養部というのは一つも出てこない。つまり、要綱の中にうたつてある実質的な内容、そして今の原田委員の質問も教養部における教育をどうするかという面もかなりあつたわけですが、教養部については法律案の中で全く触れられていないということ、ちよつと奇異な感じがしたのでありますが、これはどういふ構造になつて最終的には教養部について全く触れられていない法律案によつて教養部の改組が行われることになるのか、これは普通の人がこれを読んだのではよくわからないと思ひますので、その点を非常に明快に文部省の方から御説明いただければと思います。

○遠山(教)政府委員 確かに、教養部を改組して何々学部をつくるという場合には、改正文の中にも教養部を何々に改めるといふふうに出てきていないのかもしれませんが、法案ではどう出てまいらないわけですが、それはどういふことかと申しますと、教養部を置くということにつきまして、国立大学に關しましては国立学校設置法というのがございます。数個の学部を置く国立大学に、各学部に通する一般教養に關する教育を一括して行つたための組織として、教養部を置く。というのがございます。したがいまし

て、これは学部ではないわけでございます。教養部を置く大学というのは今二十八大学ございまして、それで、一般教育を教養部という形ではなくて、教養学部でありますとか、あるいは総合科学部のような、そういう学部を置いて実施しているところが三大学ございます。そのように各大学におきまして教養部を置くか、あるいは特別に別の学部、東京大学の教養学部などが例でございますけれども、そういうものを置いておる大学もあるわけでございます。その意味で、教養部は学部とは違つて意味を持つておるわけでございます。その意味で、その学部を改めるといふときに法律上明確な形で文言としてあらわれないという関係になつてございます。

○秋葉委員 そうすると、法律解釈的に言つと、

学部改廃というのは法律を改正することによってきちんとしなくてはならないけれども、教養部の改廃というのは法律的手続きが必要ではないというふうに解釈してよろしいわけですね。

○遠山(教)府委員 ちよつと十分でない御説明でございまして、その教養部につきましては文部省令で定めるところになつてございまして、国立学校施行規則の中にその教養部を置く大学の名前が規定されているという関係にございまして、今回法改正が行われますと、省令改正という形で対応することになります。

○秋葉委員 ありがとうございます。

これもやはりテクニカルあるいは形式的な面なので、少しずつ本質的なところに関連があるような気がいたします。

それで、これは提案理由というのがございまして、これは記録に残すために、たつた二行ですからぜひもう一度文部省側でこの「理由」をみずから言葉でお読みいただきたい。

○遠山(教)府委員 「理由 群馬大学ほか一大学に二学部を設置するとともに、奈良女子大学の家政学部を廃止し、同大学に生活環境学部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

○秋葉委員 つまり「群馬大学ほか一大学に二学部を設置するとともに、奈良女子大学の家政学部を廃止し、同大学に生活環境学部を設置する」理由は、「群馬大学ほか一大学に二学部を設置するとともに、奈良女子大学の家政学部を廃止し、同大学に生活環境学部を設置する等の必要がある。」からだ。「必要」というのは理由と読みかえてもいいと思ひますけれども、そういうことでいいからつしやるわけにございませうけれども、この「理由」は法改正を行う理由でございませう。法改正を行う理由が、現在法律上に学部の名称が書いてございませう。その意味で法改正を行う中身をこの「理由」の中に書き込みまして、法改正を行う法律案を出す理由としてとらえてございませう。

○秋葉委員 法改正の中身、それをなぜ行わなくてはならないかというときに、またその法改正の中身を記しているというのには、これは論理的に言うところトローリーといひます。同語反復というところで、これはあれですか、ほかの大学でも結構です、個人でも結構ですけれども、文部省が何か理由を提出せよといった場合には、こういう同語反復的な理由を提出すれば、文部省はこれは正当な理由であるというふうに認める、そういう態度をここで明確にしていられたいと思ひます。

○遠山(教)府委員 この法律案、それから「理由」というところは、これは厳密には法文の一環といひまして法制局の了解事項でございませう。それで、これは条文上どういふものかこの改正、あるいは法律案を制定するときは制定の中身なのかということとを簡潔に示すのが「理由」の中身でございませう。したがって、法律の改正は表現を異にしていくわけにございませうが、簡潔に表現をして、一貫して法文の改正内容と同時に法改正の内容を示すというところで、これは先ほど申しましたように法制局との了解のもとに出しているものでございまして、改正法、いずれをございませうといたしましてこのような内容になつてい

○秋葉委員 そうすると、文部省は、法律マターに關しては法制局の言うことを全部聞くというところになりますね。そうではないのじゃないですか。やはり、「理由」が幾ら簡潔であつても、同語反復をしなくてはならないという理由はどこにもない。しかも、仮にこれを四行にして、非常に簡潔に、設置基準あるいは大学審議会の答申の趣旨を、内容に立ち入つて、抽象的ではありませうけれどもきちんと説明することもできると思ひます。私は何も事を煩雑に、すべてのカリキュラムをここに提示せよというところまでは必要ないと思ひますけれども、同語反復をもつて「理由」とするといふ形式主義で本當にこういう法律といふものを審議できるのか、そこを非常に疑問に思ひま

す。

その形式主義について、法制局の言うことは全部従わなくてはならないから、力関係で私たちにどうしようもできませんというのでしたら、それはそれで一つの理由になると思ひます。しかしそれはなくては、私は、文部省としても選択の余地があり、選択の結果こういう決定を行ったといふふうな解釈していただくわけにございませう。その選択をする際に当然価値判断が入ってくるわけにございませう。そこを今問題にしているわけにございませう。悪しき形式主義といふものがここに端的にあらわれている。それがさまたげ、例えば大学教育におけるほかの弊害となつて同じようにあらわれているのではないかと一つの特徴として取り上げているわけで、重箱の隅をつついて取り上げているわけにございませう。お感じになるかもしれませんけれども、やはりそのあたりの見解をきちんとお示しいただきたいと思ひます。

○遠山(教)府委員 今回の国立学校設置法の一部を改正する法律案、御審議をお願いいたしております内容は、先ほど来の御議論にもございまして、大学の教養部の改組、あるいはそれに伴う学部の設置等を定める中身でございませうが、そのようなことは法律案要綱としてお手元の資料の中にもあつたと思ひます。

それで、この法律改正の条文と一体となつた「理由」の書き方につきましては、これは、法改正あるいは法制定の際の約束事と申しますか、その考え方に従ひまして、かなり緻密に厳密に用語を検討いたしまして、そして簡潔にその内容を示すといふ行き方でございませう。したがって、この法律案のみならず、あらゆる法律案の「理由」はこのような形になつていられるわけにございませう。それは、こちらがこういうふうな内容を深めて書きたいからこうしてございませう、それに対して法制局がどう言うから結果としてこうなつたといふことではございませう。法律案提案の際の約束事として、その内容を定める際に法制局の審議をもたいていこういう形に取りまとめているとい

う関係になつてございませうので、御理解をいただきたいと思ひます。

○秋葉委員 またこれについては継続して議論をしていきたいと思ひますけれども、はつきり申し上げて、こういった「理由」ではまず説得力が全くありません。トローリーといふのは「理由」にはならない。

それとともに、これが公式の文書として幾ら法制局の許可を得たものであつても、大学教育の中には独自の自分の考え方、物事を判断するといふようなことも含まれているわけですから、その基準から考えても非常におかしいところだといふふうに思ひます。それから、やはりこれは、委員会の審査、立法の立場といふものをかなり軽くお考えになつていられる結果ではないか。法制局がそういうふうな言ひをいひ、私はそれは思ひませう。やはりこれは、立法という過程は形骸化しているかもしれないけれども、少なくとも、民意を問う、民意をいかに制度の中に取り入れるかといふ一つのプロセスだと思ひます。そういう立場で、例えば一つの法律案なり要綱なりを書くのであれば、当然それなりの表現が出てきてしかるべきだと思ひます。

しかも、その理由については要綱の中に書いてあるといふふうな今おつしやいました。それは一つの逃げだと思ひますけれども、私が今申し上げましたのは、その要綱の中で「教養部」といふ言葉があらわれているけれども、法律案の中にはそれが全然触れられていない。これを一読しただけでは何かなんだかわからないような構造になつていられる。やはりそれはお考えいただく必要があるのではないでしようかといふことを申し上げました。

実質的な内容に入りたいと思ひます。

この法律案の目的、教養部を廃止してそのかわりに幾つかの学部を新設するといふことですから、教養部廃止の目的、それからその代替プログラムの内容、そして、それがどのような目的を持つて、それをいかに達成しようとしているのか

というところを伺いたいと思います。

その以前の問題として、もちろん、大学教育の目的、一般教養と言われたりあるいは教養と言われたりしているそういう一般的な教育の目的というところまで触れていただいても結構ですけれども、とりあえずこの法案に限って申し上げれば、教養部廃止の目的と、その代替プログラムによって何を達成しようとしているのか、そこを伺いたいと思います。

○遠山(教)政府委員 幅広い御質問でございますので、全体十分にお答えできるかどうか、できるだけ御質問の趣旨に沿ってお答えしたいと存じます。

今回、教養部を改組いたしました新しく学部を設置をお願いしております群馬大学、名古屋大学の学部のカリキュラムは、一体どういう思想で考えられているかということでございますけれども、群馬大学と名古屋大学におきましては、教養部の廃止に伴いまして、全学的な協力のもとに、教養教育と専門教育の有機的な関連性を配慮して、四年一貫の教育を目指す体系的な教育体系の確立を図ろうとしているところでございます。

群馬大学も名古屋大学も、急遽教養部を廃止するというに至ったわけではございませんで、かなり長い時間をかけて学内で、一体今の一般教育のあり方であるのかどうか、教養部のあり方であるのかどうかということが十分検討されまして、そして新たな構想として今回の学部設置というところに取りまとめられた結果であるわけでございます。

その際に、一般教育の問題点といえますのは、先ほども原田先生の御質問の際にお答えいたしましたけれども、やはり一般教育の理念といえますものはかなり高い内容のものが当初あったはずでございます。しかしながら、その理念と、実際に行われている授業のあり方あるいは教育の内容というものとどうも一致していないのではないかと、その間には乖離があるのではないかとというふうな御指摘がかなりあるわけでございます。そして、

まず一般教育の講義をして、その後専門教育というふうな大学のカリキュラムの組み方というものが、本当の意味で大学のすぐれた教育研究の成果を学生に与えていくということにすぐれた方式であるのかどうかということについての批判も多く出されていただいております。

その他、教員の所属の問題とかさまざまな問題が背景にございまして、教養部の改組といえますか、一般教育の見直しということが大きな潮流になったわけでございます。そのこの問題点等につきましましては、大学審議会におきましても十分御審議をいただいております結果、大学設置基準の大綱化というところを行っていただいております。

そこで、従来、一般教育と専門教育の区分ということが明確になっておりましたし、またその単位数というふうなこともかなり詳細に定められていたものを大綱化して、それぞれの大学がみずからの学部あるいは大学の理念に沿ってカリキュラムを見直せるようにということで措置をしたわけでございます。その仕組みを使って、同時に、この両大学におきましては、従来から大学教育のあり方についての内部の検討というものが相まちまして今回の改正に至っているわけでございます。

したがって、いろいろ経緯を申し上げますれば長くなりますので省略いたしますけれども、戦後の新制大学発足以来、一般教育というものが日本の大学に取り入れられて以来のいろいろな問題があったことを大学設置基準の改正ということを通じて各大学において本格的に見直しが始まった段階でありまして、昨年度におきましても、教養部の改組ということについて国立学校設置法の改正もお願いしたところでございますが、順次それぞれの大学の検討状況あるいは諸条件の整備の状況によりまして、大学のカリキュラムの見直しを通しながら大学教育の充実のためにそれぞれの大学が工夫しておられるというのが現在の段階でございます。

○秋葉委員 今の答えを好意的に再解釈いたしますと、というのは、非常に悪意に解釈すれば、

非常に大きな問題があるから、問題解決になるかどうかかわからないけれどももかく新しいことはやりますというふうにとられかねないお答えだと思えます。ただ、好意的に解釈をいたしますとこのいうふうな整理ができると思えます。これまでの大学の一般教育という、教養という部門に関しては理念と現実との乖離があった、それについてさまざまな意見が出され、大学審議会において、大綱化という方向がそれを解決するという解決案が出され、それに従ってこのような改組を行うことにしたというふうな整理できると思えますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○遠山(教)政府委員 大学設置基準の大綱化ということの契機になりました大学審議会での御議論の背景には、日本の大学における教育、研究というものをより高度化し、より多様化し、より活性化するにはどうあつたらよいかという角度での真剣な御議論があつたからでございます。それは、大学審議会に對しまして最初に文部大臣からの諮問をいたしましたときに、そのような大学の改善充実ということを考える際にどのようなことが大事であろうかということについて御審議をいただきましたという諮問をいたしましたわけでございます。

したがって、教養部の改組あるいは大学設置基準の大綱化と一言で申してしましますとそれだけの感じがいたしますけれども、その背後にはどうして日本の大学をよくしたい、充実をしたいというときに、一体どういう制度上の取り組みがあるのか、あるいはそれ以外にどのような配慮すべき条件等があるのかという根本的ないろいろな御議論がありました上での一つの行き方として、一般教育あるいは教養部といったようなものにある意味で束縛されたカリキュラムの組み方ではなくて、より自由にあるいは弾力的にカリキュラムを組むようにしてはどうかということで、今日のカリキュラムの見直しの潮流につながっているというふうな考えられているところでございます。

○秋葉委員 質問時間が短いので、できるだけ簡潔にお答えを伺いたのですが、今のお答えの中

で御指摘があつたのは、一つには設置基準の大綱化ということにあつてもその背景にはさまざまな努力があり、よい意図があり云々ということだったと思えますけれども、それは十分わかっていました。議論があつた。なくては困ります。だから議論があることなんというのは当たり前なんです。それから、その基準を考へるに当たって、さまざまな目的を持って大学教育をよくしたい、日本の社会をよくしたい、そういう気持ちを持って議論なんかされちゃたまりません。それは、そういう議論があつた、しかしながら、その議論の結果出てきたものが本当に目的を達成できるかどうかというところが問題なんです。それを今ここで私は議題にしているつもりなんです。ですから、その点でお答えいただきたいと思ひます。

その大綱化ということが問題なわけですが、けれども、そういったこと、例えば、私はアメリカの大学で十数年間教えてまいりました。これはボストンのすぐ近くにあるタフツという私立の大学ですけれども、そこでも私たちは毎年、毎日のように教育と研究についての議論をしてまいりました。教育をよくしたい、これは、アメリカの教育そして世界の教育をよくしたいという意図があつたのはもちろんのことです。それから、このことについて目的そのものが正しいのかどうか、あるいは、国際的な比較を行つたりということもいたしました。しかしながら、その結論というのは、今文部省でここに提出をしている法律案とはかなり内容が違つています。ですから、問題は、議論があつたかどうかではなくて、そこでどう議論がされ、どういう事実が事実として取り上げられ、そしてどのような目的を持って結論が導かれたのか、そして、その結論が具体的に現実の場において本当に効果的な役割を果たし得るかということだと思ひます。そのために、例えば一例を申し上げますけれども、今大綱化が必要だというふうにおっしゃいましたけれども、これまでの例でいきますと、一般教養科目というのが人文と

社会と自然と三つに分かれているのです。大綱化と言ふからには、これが非常に細かいという判断だろうと思ひますけれども、なぜこれが細かいのですか。人文と社会と自然と一つのカテゴリーも、それは学問の発展によって一つのカテゴリーから別のカテゴリーに当然移る部門もあるわけですし、それから、一般的に考へてこのくらいの幅のある活動を人間はしているという意味でも、これ十分広いというふうには私は思ひます。

問題は、その広い狭いという議論ではなくて、例えばこのようになかなか広い区分をしているにもかかわらず、それを物すごく硬化化した思考で運用したその点にあるのじやないでしょうか。制度そのものがいかようなものであろうとも柔軟に考へるということが、実は一番基本的な問題なのではないのでしょうか。そういたしますと、仮にその制度そのものの、組織そのものの、つまり大綱化というところでこの人文、社会、自然といったような枠を取つてしまつても、運用が硬化化していれば今度は新たな問題が起ることは当然だと思ひます。ですから、実は柔軟な考へ方で現場に対応するという基本姿勢こそが大事なものであつて、そこをないがしろにして幾ら制度をいじつてみてもしょうがないのではないのでしょうか。

その例として二つだけ申し上げます。アメリカの中にはいろいろな種類の大学がありますけれども、一般教養を特に重視する、単科大学ではないのですけれども、大学院よりも学部教育の方が特に注目されているといった形の大学が幾つかございます。そのうちの二つだけを挙げますと、オハイオ州にオバリンという大学があります。非常に古い大学です、日本との関係もかなり深い大学ですけれども、その大学。それから、ウエズリアンという大学があります。この二つの大学とも、一般教養に関しては、今名古屋大学それから群馬大学で廃止をしようとしている形の一般教養、つまり人文、社会、自然といった形での分類を行つて、これで長い間教育をしてきたわけですから、その結果としてアメリカ社会のみならず

世界的に非常に評価される卒業生をたくさん送り出しています。ですから、もしここで現在提案されている法律案、その背後にある答申というものが正しいものであればあるいはこういつたものはできないものではないか、こういった硬化化された考へ方の中から出てきた教育、その中から立派な卒業生が出るなんていうことはあり得ないのではないかと、そういうふうには思ひますけれども、この二点についてどうお考へになりますか。

○遠山(教)政府委員 先生の体験に基づかれまして大変貴重な御意見を拝聴いたしました。

第一点の御質問の点でございませうけれども、大綱化しただけでは十分ではないではないか、運用自体が問題ではないか、まさにおっしゃるとおりでございます。それでは、なぜ大綱化したのかというところでございませうけれども、これは、これまでの一般教育のあり方、あるいは専門教育と一般教育のリンクのあり方等につきまして、いろいろな批判があつたわけでございます。殊に問題点として挙げられておりましたのは、各大学がそれぞれの理念に基づきまして、あるいは時代や社会の進展に応じて自由で個性的なカリキュラムを組もうという際に、古い大学設置基準、現在では古いと申し上げませうけれども、その規定が障害となつてきている面があるということも多くの人から言われてまいつたところでございませう。また、カリキュラムの枠組みを大学設置基準で細かく規定していること自体が各大学においてカリキュラムのあり方についての真剣な検討や改善のための努力をおくらせている、怠らせているというふうな考へ方も多く出されたわけでございます。

殊に、ある授業科目が一般教育あるいは専門教育のいずれの科目区分に該当するかということ、その授業科目を履修する学生の専門分野等とも深く関連するものでございませう、大学の教育そのものを生き生きとした、活性化された内容にしていくという意味では、いろいろな縛りを取り払つてそれぞれの理念に基づいた教育計画という

ものを立ててもらつた方がいいのではないかと、この御議論があつたということがございませう。

その意味で、単に大綱化するということではなくて、障害となつていたものであればそれをまず取り払うべきではないかということでございまして、したがうしまして、現在では、その取り払われた基準というものが、必要以上に束縛されていた基準というものを取り払つたことによつて、各大学あるいは大学人がその見識においてみずからの大学教育の理念に照らしたカリキュラムを組み直していただくという段階にあるかと思つてございませう。

第二の点でございませうが、先生御自身の御経験から二つの大学のお話をいただきました。私も十分ではございませうけれどもいろいろな文献等に当たりましたところ、アメリカにおいて一般教養的なものがかなり重視されていることは確かでございます。さはさりながら、アメリカの大学では、その大学の事情あるいは学部の性格によりまして、一般教育といひますものはさまざま方式での実施が可能になつていくわけでございます。したがうしまして、大学ごとに教養教育のあり方というものは違つていくわけでございます。

さらに、この点は、日本の初等中等教育段階までの教育内容といひますものがかなりかつちりした内容になつてございませう。その卒業生を受け入れたところの大学の教育というものがその上にさらに付加価値を付していくという点において十分であるかどうかといひますと、単純にアメリカの大学での一般教育との比較において検討するということとは必ずしも十分ではないという面もございませう。

短くというお話ではございませうけれども、大変重要な点でございませうので一点だけ具体例で申し上げさせていただきますが、先般、三月末にハーバード大学のルーデンシュタイン総長が日本においてになりました。その折に、滋賀県のある伝統的な高等学校に立ち寄られたわけでございます。そこで二年生の理科の授業をこらんにになりました。

た。そして、その授業のあり方、教科書の記述の仕方、生徒のノートとり方等を一切こらんにになりまして、ここでの教育はアメリカにおける大学の一年生、二年生に相当する内容であるということとを明確に話されたわけでございます。

したがうしまして、アメリカの学部教育におきましては、高等教育段階までの教育の内容、それがいい悪いということとは申しせんけれども、その実態の上に乗せるのに一体どうあつたらいいのかということが真剣に討議されて、そしてその上に教養教育中心でいく大学、研究あるいは高度の内容を専門教育として課していく大学、さまざま大学がアメリカにはあるわけでございます。そのことだけを申し添えさせていただきますと思ひます。

○秋葉委員 さまざまな大学があることはもちろんですけれども、そのさまざまな大学の中でいわゆる一般教育、教養を軽んじている大学というのは、少なくとも一流の総合大学の中にはないと言つても過言ではないと思ひます。ですから、いろいろな大学があるからといって、今おっしゃつたような、それでは教養を軽視していか、そうはおつしやつていませうけれども、仮に論をそう立てるとすれば、そういうことは言えないということだと思ひます。

それから、アメリカの教育の内容と比較ができない。単純な比較ができないのはもちろんですけれども、今せっかく日本とアメリカの教育の比較が出ましたので、それに少しつけ加えさせていただきます。

私が実際に、これは私は主に数学を教へていたわけですから、それ以外のものも教へましたが、数学というレベルでお話をいたしますと、確かに大学入学時は、アメリカの学生と日本の学生、平均的な学生を比べれば日本の学生の方が学力ははるかに高い。それは確かです。ですから、ハーバードの学長さんがそういうふうにおつしやつたといひるのはそのレベルの教育を問題にしてい

るものではありません。その以後何が起るかという問題をにしているのです。

私の経験ですと、もつと具体的な例を挙げますと、そのような形で日本の学生よりは、例えば日本の高校生が使っている数IIや数IIIの教科書や問題集、その問題が難しいというふうに考えざるを得ないような大学の新生、その新生が、一年半あるいは二年のアメリカの大学における数学教育を受けると、その時点では日本の大学生よりも実力がついてしまう。そこが私は問題なんだと思うのです。そこを私は問題にしているのです。なぜアメリカでそういうことができて、日本では大学入学時の学力が一番高く卒業時の学力は実はそれよりも下がっているということまで言われるような教育の現状があるのか。

しかも、そのアメリカで行っている教育の内容というのは、今随分強調されましたけれども、専門化された教育ということに焦点を当てているからではないかと私は思います。そうではなくて、やはり大学全体の目的というものが非常にきちりとして確定されている。それで、その目的のために有効な手段は何かということをも十分考えた上でその手段を一つ一つ実現するための努力を行い、そして大学も、さらには教師も学生もそれに協力し参加しているということが非常にうまくいっているからだと私は思います。すべてうまくいっているわけではありません。しかし、成功している幾つかの例を見るとそう考えざるを得ないと思います。

そこで、大学の自主性が強調されなくてはならないことはもちろんですけれども、しかし、ただ単に今おっしゃったような大綱化ということ、再びこの三つに分けることが非常に細かいとおっしゃいましたが、私はこんなのは細かいというふうには言えないと思うということを先ほどから申し上げているわけですから、この程度のものであるからといって日本の教育が悪くなるのだとか、それは暴論だと思います。そうではなくて、具体的には例えばこういった三つに分けるような

基準がある、しかしながら恐らく大学としては、これは便利な言葉なので使わせていただきますけれども、横出しと上積みとか、そういうことをやりたい大学があったであらう、あるいは学際的な科目を例えば人文の中で教えてしまいたいという学部があったであらう、あるいは大学があったであらうと思いますけれども、実はそういう柔軟な運用というものを文部省が、あるいは日本の教育の権力を握っている方たちが大学に許してこなかったということではないのですか。それで、それをやるための唯一の方法がこういった教養部の廃止というような形、あるいは設置基準の大綱化ということしか日本ではできないんだということであれば、それはそれでいいのですけれども、まずその点を伺いたいと思います。

○遠山(教)政府委員 大学設置基準の大綱化、簡素化、先ほど来も申しましたように、単純に一言で申し上げる中にも非常に中身が多いわけでございます。一般教育あるいは専門教育という科目区分を廃止するというのも一つでございますけれども、そのほかにさまざまな大綱化を図っているわけでございます。それは、科目区分別の最低修得単位数というのが決まっていたわけでございますけれども、そういうものを廃止する。そして卒業に必要な総単位数だけは残すわけでございますけれども、そういう大綱化もやっております。それから、必要専任教員数にかかわります科目区分も廃止をいたしております。あるいは教員の専任比率のようものの制限も廃止をいたしておりますし、単位の計算方法の合理化も図って、演習等もやりやすいようにする、あるいは小人数教育もやりやすいようにするというふうなさまざまな内容を含んでいるわけでございます。

したがって、単に人文、社会あるいは自然といった区分を廃止したということだけをもって大綱化というふうに言っているわけではないわけでございます。その点についてはまず御理解をいただきたいと思うわけでございます。また、御質問に沿って、その段階で答え

をしたいと思います。

○秋葉委員 わかりました。今のお答え、実質的にはこういう形で柔軟な運用を行うことができないというお答えだということに解釈したいと思います。そうせざるを得ないような感じですね。もし違ふのでしたら、具体的に違ふというふうに指摘していただければありがたいと思います。それで、実は私は、柔軟な規則の運用ということと教育においては非常に大事であるということ、これは普遍的な原理だと思っているわけですが、けれども、その中で、その柔軟な運用をするに当たって、やはりどうしても大きな障害が、今回提案されている法律案を見ているうちにそのような気がいたしてまいりました。

実は、より具体的に群馬大学と名古屋大学の新しいプログラム、これに沿って議論をしていただければ大変ありがたいと思うのですけれども、今おっしゃったのは、非常に硬直化された、あるいは理念と乖離のある一般教養というものを廃止していくために、あるいは大学教育全体を変えていくために教養部を廃止してまで新しいこういうプログラムをつくったということだと思いますけれども、実はその非常に大きな障害になっているのが知識偏重主義といいますが、知識重点主義ではないかというふうに私は思います。つまり、大学で教えるのは知識であるという点が非常に大きな問題だということに思っています。ですから、例えばここで提案されているのは、今までのような一つの分野に特定された科目を教えるのではなくて、例えば学際的なものを教えるとか、総合的なものを教えるとか、さらには教養ということと離れて専門科目を教える、専門の基礎科目を教えるといった形で改善だと思えますけれども、そこで行われているのは、要するに知識の分類というものを新しいやり方で再分類したということにすぎないのではないのでしょうか。

新しいプログラムについて先ほどからお伺いをしているわけですが、文部省からいただいた資料によっても、強調されているのは、どのよう

うに学生に教える知識の再分類をしたか、それがいかにすばらしいことなのかという説明はありませうけれども、それ以外のことはほとんど触れられていない。確かに、大学の先生方の自分の専門領域を超えて教育ができるという改善も、それは正しい方向だと思えますし、その他の幾つかの改善項目というものの、例えば単位についての柔軟な柔軟な考え方というのもし正しい方向だと思えますけれども、やはり知識だけを殊さらに重要視する基本的な態度というところがどうしても障害として残るような気がします。その点についてはどうお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○遠山(教)政府委員 先生の御指摘のとおり、これまでの日本の大学教育におきましては、高等学校段階までかなり知識を蓄えてきたものの上にさらに一般教育という形で知識を付加していくというふうな傾向が見られたということも確かでございます。そのような知識中心ということではなくて、これからは、やはり自分で考えて判断をしていく、総合的な理解能力を持つ、あるいは問題を発見し解決していく能力を持つ。あるいはこれからの国際化時代を考えますと、基本的な外国語能力あるいは情報処理能力などを身につけた上で、さらには他者とディベートできる力でありま

具体的には、群馬大学と名古屋大学において学部のカリキュラムが改組されて、例えば一体どんなふうになつていくかということを若干お話しさせていただきます。群馬大学におきましては、これまでの一般教育の授業科目におきまして、人文、社会、自然などの固定的な区分にかえまして、例えば教養ゼミを置く。これは、大学入学時に、大学に入ったという喜びを持って大学で学びたいという学習意欲を育てる、あるいはそれに代えていくということとして、創造力の養成を図るということをねらいとしております。

さらには、総合科目というようなのを取り上げて、テーマ別に現代的な諸課題を取り上げて講義するということも考えられております。あるいは、さまざまな分野の学問の基礎的な考え方は、概念を理解させまして、自己の専門の位置づけを明確にさせることを目指す分野別科目等を設けるわけでございます。

これらも、仕組みだけ御説明いたしますと、知識の与え方の区分ではないかと仰せになるかもしれませんけれども、新たにそういう教養ゼミあるいは総合科目というふうなことを設けることによって、先ほど来申し上げております考えのあるいは討論する力、創造する能力、そういったものを開発していく、啓発していくというものが大きなねらいであるわけでございまして、特にこの大学では全学の教官の協力によりまして、授業科目の多様化あるいは高度化、それから小人数教育を重視した科目編成にしていこうということでございます。

さらに、名古屋大学につきましては、現代的な課題、国際化、情報化、高齢化などを控えたいろいろな問題がございまして、そういう課題を設定いたしまして、設定された大きなテーマに基づいて幾つかの科目区分を学際的に学習をして総合的な理解力あるいは自主的判断力を高める主題科目を設けようというところであります。

さらには、専門科目につきましても、専門基礎科目、関連専門科目を設けて広く体系的なものにしようということでございまして、総合大学としての特色を生かしながら、いろいろな部局間の協力も得まして新たな科目編成をしようとしているわけでございます。

全学の教員がそれぞれの専門あるいは特色を発揮して、お互いに協力し合いながら、真に望まれる教育というものを、これからその実現に努力をしていこうということがこの改組の背後にあるわけでございます。

○秋葉委員 今幾つかお挙げになった項目、目的としては、あるいは具体的な能力としては私も賛

成するものですけれども、問題は、私が指摘しているのは、つまりそういうことがカリキュラムの中には盛り込まれていないでしようということを申し上げておりました。つまり、今ディベート能力とおっしゃいました。では、この群馬大学あるいは名古屋大学の新たな改革案によってディベート能力はどこでつけるのですか。

○遠山(教)政府委員 ディベート能力は、授業のやり方でございまして、旧来の設置基準のもとでもできないはずはなかったわけでございます。さきさきながら、大教室でのマスプロ教育という中ではなかなかそういう能力を磨くチャンスもない。したがって、例えば群馬大学で教養ゼミを置くというふうなところで、小人数教育によりまして、これは二十名程度を考えているようでございますけれども、そういうクラスサイズ、これまでになかったような小規模のグループによりまして、野外実習あるいは実験などを積極的に取り入れたり、あるいはお互いに議論を闘わせたりというふうなことが考えられているわけでござい

ます。例えば教養ゼミにおいてそうでございますし、先ほど来申し上げておりますいろいろな科目の設定の仕方等の背後には、そういう目的というものを達成するために、仕組みそのものを見直してカリキュラムを魅力的なものにしていくということが背後にあるというふうに認識しているところでございます。

○秋葉委員 今おっしゃったのは、御自分でも矛盾にお気づきになっているわけですから改めて申し上げるまでもないのですけれども、ディベート能力を高めるためには授業のやり方だとおっしゃった。そして、それは古い枠組みでもできるとおっしゃった。しかしながら、それを具体的に実行に移していくためには小人数のゼミが適切である、あるいは何らかの形で改組して、その改組の中に何となく、どこかわからないけれどももういぐあいいはまってディベート能力がつくというようなお答えです。

それでは、小人数ということには私も賛成です。では、小人数の教育が大事なのであれば、それこそ大学の設置基準をきちんと改定した上で、一人の教師が担当する学生の数を、まず平均数ですけれども、それを減らすということが必要になるのじゃないですか。そうでなければ、単位数が同じであれば、そして一つのクラスで教える学生の数が少ないゼミというものがたくさんできれば、当然その分のしわ寄せというものが、大講義室で四百人、五百人という講義を受けなくてはならない科目というものがふえないと、同じ単位数、同じ教師の数ではこなせない。これは数学的な論理的結論ですから、そこで異論を立てていただく必要はない。そこを何とか乗り越えるためには、大学の設置基準を変えるか、あるいは単位数を減らす以外にない。単位数は柔軟にするとおっしゃった。しかし、大学設置基準というものは変えない。ということとは、本質的に小人数の教育をするという本来の教育のあるべき姿を追求するのではなくて、単位数を、ごまかすとかあえて言わせていただきます。そういうつもりはないのですが、あえて劇的に。ごまかすことによつて帳じりを何とか合わせよう、数学的にはそういう解決法しかないわけですからそういうことになってしまふのですけれども、まさかその目的で単位数についての柔軟性を同時に持たせたとおっしゃるわけではないと思いますが、どうお答えになるわけですか。

○遠山(教)政府委員 小人数の教育のクラスのみで成り立つということではございませんで、さまざまな科目あるいは教養ゼミのチャンスというふうなものをつくっていくというところに新たな行き方があらうかと思ひます。

大学についても教官一人当たりの学生数を決めるかどうかというお話でございます。初等中等教育におきまして先般標準法を可決していただきましたけれども、大学におきましては、やはり教官と学生のいろいろな場面での出会い、あるいはそのでの授業といった多様な方式で目的が達成されるものであるように考えております。

確かに、小人数教育をやるときに、そのしわ寄せで大きな人数の講義の数が増えるというふうなことも想定されるかもしれませんが、それは工夫によりまして、例えば今年度から東大の教養学部で実施される外国語教育でございませうけれども、これは今までの教室で何十人というサイズで、一つは、教材を全く新しいものに替えまして、ビデオの教材をつくりました。それを視聴しながら、全学の新入生たちが一緒にその教材を学びながら質問をしたりというふうな小人数の教育に切りかえていくわけでございます。それも全体のカリキュラムの組み方の中で従来の教育方法、授業の方法を改善しながら、そしてそういう工夫がなし得るということで、今そういうカリキュラムが組まれつつございます。

今のは改組にかかわらない例でございましてけれども、今回の学部をつくる場合におきましても、共通科目につきましては比較的大人数の講義というものも可能でありましようし、小人数の教育のチャンスもふやすという、多様な形態でのカリキュラムの組み方で内容ある教育というものの展開が期されているところでございます。

○秋葉委員 私はちょっとかんじよく持ちな方です。だから、だんだん忍耐の限度に達しかかっているのですが、こんなことをここで説明しなくてはいいとは思いませんでした。

非常に単純な例を申し上げます。教師が一人しかいない学校で、学生が百人いたとします。現状ではそれを二つに分けて、五十人、五十人という二こまで教師が教えているというところで考えたいと思ひますけれども、仮に、小人数教育が大事だからといって片方のクラスの人数を二十五人に減らしたら、すべての人に授業をするためにはもう一つのクラスは七十五人にせざるを得ないわけじゃないですか。それは数学的な結論であつて、今おっしゃったような新しいビデオを入れても、クラスの編制をどう変えても、教える人のこま数と単位の数が決まっていれば、

これはもう動かしようのない事実なんです。だから、それをそういうふう言い逃れて、一部の学生にとつてはいいかもしれないけれども、ほかの学生はどうなのか。当然教員の増員が行われなくてはならないわけです。

ですから、その数学的な論理のところでこんな議論をしなくちゃならないというのは本当に私は情けないと思いますけれども、そこを認めていただいた上でないで、これは議論できないのです。だから、それを、数学的な事実を認めるのかどうか、まずお答えいただきたい。

○遠山(教)政府委員 数学の先生でいらっしゃるのです、数学的、数学的とおっしゃいますけれども……

大学設置基準の中に授業を行う学生数についての規定がございます。「大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。」ということでございます。かつては、改正前は、「大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、おおむね五十人とする。」あるいは、科目あるいは大学の事情によりまして、その学生数以上とすることができると、ただし、特別の場合を除き、二百人をこえないものとする。」という規定であったわけでございますけれども、弾力的なカリキュラムの組み方、あるときは講義形式のものがなじむ科目もあり、あるときは講義形式のものがなじむ科目もあるわけでございます。そういうものを併用しながらやるということで、新しい規定におきましては、大学の教官一人当たり学生何人という、これまた硬直的な決め方ではなくて、「教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする」というふうな規定に改めたわけでございます。今のお話に関連しまして、二つコメントをしたいと思ひます。

一つは、国立大学の場合に、本務教員一人に対してまして学生数は九人でございます。したがいま

して、もともと一般教育をやっていた人たちが小人教教育をやろうとしますと、先生おっしゃいましたように、一方で多人数の講義もあり得るという想定もできるかと思ひますけれども、そうではございませんで、これからの教育のあり方は、全学の教員がそれぞれの専門分野を生かして協力をしていくという形でございます。したがいまして、教員の配置につきましてはある程度これまでの措置をとっているわけでございますので、いろいろな専門の先生方が協力し合うことによりまして小人教教育にも対応できいく。そのようなことを背景にして、現実に各大学においてそのようなことを十分に考えて、では何曜日の何時間という先生方がどういうふうに分担をして小人教教育をやるのかということも十分検討した上で、今回の学部の設置であり、あるいはその中でカリキュラムの組み方であるわけでございます。その意味で、これまで一般教育は教養部の先生方に任しておいたという行き方ではなくて、全学の教員たちがそれぞれ教養の教育あるいは専門の教育、いずれにつきましても協力をし合つてやっていくということでありまして、これらは必ずしも負担増につながるということではございませし、一方で……(秋葉委員「そんな乱暴なことを言えるんですか」と呼ぶ)それはそれぞれの大学におきまして十分に検討した上で今回の構想であるわけでございます。

○秋葉委員 今私が申し上げた一人の教師で百人というのは、これはジェネリックな例です。つまり、その特定な数が問題ではなくて、そこにあらわれている論理構造が問題なわけです。それに対してのお答えは当然できないはずで、今おっしゃったことも現実を考えると状況が悪いです。一般教養に今までゼミなんていうのはなかった大学がほとんどじゃないですか。しかも、ほとんどの科目が教養においては大学で講義が行われていたというところは、これまた多くの大学の先生方あるいは評論家が指摘してきたことです。それを小人教にするのであれば、当然負担増になる

か、あるいは教師の数をふやすか、学生数を減らすか、単位数を調整するか、それしかやり方はないわけですが、可能性としては、ですから、その点が納得できないのであればきちんと数式を書いてお示ししたいと思います。そこまでは必要はないでしょう。そこを認めないで何で議論ができるのですか。こんなめっちゃくちゃな議論では、これ以上僕は質問続けられませんが、一足す一は二かどうかというのを、論理構造としてはそれと同じことを議論しなくちゃいけないというのは、それでは話になりません。

○遠山(教)政府委員 先ほどカリキュラムの改善あるいは大学設置基準の大綱化ということで現実にどのようなことになるのかという御質問がございましたことに関連いたしまして、その内容として、例えば小人教教育もあり得る、そういう改善も行われつつあるということをお話を申し上げたわけでございます。そのことに関連で申し上げていくわけでございますけれども、例えば……

○秋葉委員 全然話にならない。さっきの一人の例で答えてください。小人教の教育を片方でやれば負担がふえなければ、もう片方ではたくさん学生、今までの以上の学生を教えずに片方に話にならないわけでしょう。そうでしょう。数学的な事実でしよう、それは、それを認めないで何で議論が先に進むんですか。こんなところで僕は議論したくないですよ。

○遠山(教)政府委員 多少の負担はふえるかもしれませんが……

○秋葉委員 多少じゃないでしょう。五十人が七十五人になって、五〇%の教育上の負担増というのは、とんでもない負担増ですよ。

○遠山(教)政府委員 ですから、その場合にはいろいろな教育上の工夫も加えているわけでございますし、特にこれまでも専任教員、兼任教員の比率を明確にしていたわけでございますけれども、その専任比率についての、あり方についての規定を廃止したわけでございます。その意味では、専任の教員のみならず兼任の方々の活用あるいは専門

分野の教員の活用等によりましてその目的に応じた教育が展開できるというふうなことを背景にした構想であると認識しているところでございします。

○秋葉委員 さっきの、私は非常に簡単なジェネリックな例として一人の教員がいる場合だけということをお話いたしましたけれども、それは人数をふやしても同じなんです、問題としては、それ、答えてください。

○松田委員長代理 どうぞ、続けてください。遠山高等教育局長。

○遠山(教)政府委員 先ほど申しました授業負担が全く増にならないというのは正確ではございせん。もちろん、授業負担は若干ずつふえるということはございしますけれども、これは大きな変化ではないということで、各大学としても納得を得ているところでございします。授業負担は、現に授業を担当しておられる教員の方々の授業負担それぞれに差がございします。その意味で、その負担の状況ももちろん全体的に勘案しながらカリキュラムが組まれ、そして授業担当が決まってくるわけでございます。全学的な教員の協力ということでございします。個別の教員の負担あるいは対象人数ということで議論をいたしますよりは、全学的な体制ということでの対応を重視しているところでございします。

○松田委員長代理 速記をとめて。
〔速記中止〕

○松田委員長代理 速記を起こして。
この際、暫時休憩いたします。
午前十一時三十九分休憩

午後零時四十八分開議
○松田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほどの秋葉君の質疑に関し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。遠山高等教育局長。

○連山敦政府委員 午前中の答弁につきまして、改めて答弁をさせていただきたいと存じます。

教養教育の充実の方途といたしまして小人数教育を導入する場合には、従来に比して教員負担が増すことは御指摘のとおりでございます。

群馬大学の教養ゼミの開講などによりまして、小人数教育を一部実施することを構想しておりますけれども、これにつきましては、他学部の教官の応援、非常勤講師の一層の活用、あるいは履修単位数の見直し、あるいは一部従来の大教室授業の活用など全学的な実施体制の中で実現を図ることとしております。

なお、このことにつきましては、それぞれの大学で長年にわたる検討の結果、コンセンサスが得られて改組に至ったものでございますので、御了解をいただきたいと存じます。

○松田委員 長代理 質疑を続行いたします。秋葉忠利君。

○秋葉委員 今の御答弁ありがとうございます。先ほどの私の申し上げていたことを認めていただけたことだと思いますけれども、このことを確認するのにこれほど長く時間がかかったということに非常に残念に思います。

といいますのは、問題は、例えば教師の側の負担増がある、あるいは今までよりも多くの学生を一講座当たり教えずにはいけない、一授業当たり教えずにはいけないというような問題が発生した場合に、じやどうするかという問題が生じるわけですが、例えばそれについては新たな人材の確保であるとかあるいは教授内容を高めるために具体的に大学内における新たな教育プログラムを設定するとか、それによって教師の質を高めるとかあるいはさまざまな機器を導入することによって援用を行うとかいったことになりまして、いずれにしてもお金がかかるわけですね。そういったことに対応するための協力体制もまた別に考えなくてはならない、それをどうしようという議論が実は非常に大事なところであります。

いった問題について私は幾つか質問もしたかったと思いますし、提案もしたかったわけでありまして、けれども、残念ながら時間がございません。

それから、いわゆる教養的と言われる科目の内容容について、アメリカで行われている具体例として私が考えておりましたのは、ハーバード大学と私のおりましてタフツ大学が非常に似通った考え方であるというところを聞いています。

その中で、今の日本の大学教育において非常に重要な問題は何かという問題提起をしたかったのですが、けれども、残念ながらこのことについて時間がとられ過ぎてしまいましたので、また別の機会に譲りたいと思います。

ただ、一つだけ申し上げておきたいのは、ハーバードの教育内容の中でも、例えば一つの教育目標として数量的検証技術についても修得する必要があるということをおっしゃる、それからこれは日本の大学ですが、基礎科学振興のための十大学理理学部長による提言の中にも、論理の構築を含めた総合力ということが目的の一つに掲げられております。ですから、きょうの議論も決してむだではなかったというふうに私は考えております。

実は、価値観を含んだり、あるいはさまざまな意見の中からどれを選択するかが非常に難しいというような教育の議論もあり得るわけですが、数量的に、客観的に議論ができて、その結論については疑いがないと私思っていたのですが、きょうは疑いがあるということが出てきたのです。

もう一つの問題について伺いたいと思います。実は、施設の老朽化あるいは狭隘さ、あるいは危険度ということとこのところ問題提起がされてくる点でありますが、確かに一教室当たりの学生数というところも非常に大事な問題です。そして、教師の負担ということ、その中でどういった授業が行われるかということももちろん教育の中心になるわけですが、同時にそれを支援する環境というのが非常に大事だと思います。日本

の大学教育においては、施設の老朽化、狭隘化というのはいくらもおかしいのですが、もともと狭いところが一層狭くなったという意味であえて使わせていただきますけれども、それから危険な状態が起きている。この点については、非常に典型的な例が、例えば東大ですとか北大、名古屋大学、大阪大学、幾つかのところで出されているわけですね。私の理解が正しいければ、森山大臣は東大を視察されていると思います。大学の研究施設、教育施設の老朽化あるいは狭隘化あるいは危険性が伴っているということについて、一般的な方向で結構ですから、問題の認識と今後の方針について、何かお考えがありましたらぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○森山國務大臣 御指摘の問題は、今非常に深刻な問題だと考えられておりました。文部省挙げて何とか改善するように努力したいと思っております。おっしゃいましたように、私は参議院の文教委員でありましたときに、東大の理学部と工学部の研究室が非常にひどい状態であるという話を聞きまして、何人かの仲間の先生方と御一緒に視察に参りまして、聞きしにまさる惨状と言つてはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、そう言いたいような状況であることをこの目で見て、これは何とかしなければいけないと語り合つたものでございました。

その後、各方面の御理解と御協力を得ることができるようになりました。最近では財政当局も非常に厳しい財政事情の中ではございますが、この問題については何とかしていかねばならないことを口をそろえておっしゃってくださるようになったわけでございます。

例えば、平成四年度の当初予算におきましては、国立学校特別会計に特別施設整備資金という二百億円の枠をつくっていただきましたし、施設の老朽化、狭隘化の解消を図るということでさらにいろいろな予算的な措置を考えまして、その後、補正予算におきましても相当の額の増強をお願いできたところでございます。平成五年度の予

算におきましても、施設費の充実について最大限の努力をいたしまして、文部省といたしましては、今後とも、厳しい財政事情ではございますけれども、教育、研究の発展充実に資するように、施設の整備充実に一層努めてまいりたいと考えております。

○秋葉委員 ありがとうございます。

一般的に問題があるということについては恐らく反対をする人はいないのではないかと承知しておりますけれども、実はその問題の深刻さについて、必ずしも認識が一致しているとは言えないような気がいたします。最終的には大蔵省との話になると承知しておりますけれども、何とか大蔵省を説得して状況の改善をできるだけ早くしてもらうためにあえて一例を取り出して、いかにひどい状況にあるかということを御理解いただけたらと思っております。

私が考えておりますのは、北大における昨年八月の死亡事故です。実は低温実験施設の中で助手と大学院生、二人が死亡するという事故が北海道大学で起こりました。このことについて最終的な報告が出ているのですけれども、人事院においても調査を行い、北大に対して指導を行っているという理解をしております。

人事院の方に伺いたいのですけれども、簡単に結構ですから、この事故をどういうふうに人事院としてはとらえ、その結果どういう指導を行ったのか。どういう改善が行われ、その結果としては満足できるものなのかどうかというところを御報告いただけたらと思っております。

○稲葉説明員 お答え申し上げます。人事院といたしましては、事故発生日の平成四年八月十日、その日に事故発生の実態を認知いたしました。その翌日の八月十二日に、文部省より事故の概要について事情聴取を行いました。さらに、同年八月二十八日に北海道大学長より同大学工学部における死亡事故についての重大災害報告書が提出されました。これらを踏まえまして、昨年の十月二十七日、北海道大学において、事故の発生状況、安全管理状況等について事情聴取、

あわせて事故現場の実地調査を実施いたしました。

その調査の結果、北大工学部においては安全管理上十分とは言えない面がございました。具体的には、安全管理体制の整備並びに安全管理者の事務の徹底という面、二番目に安全教育の徹底という面、三番目に酸素欠乏等による危険の防止措置の徹底という三点で十分と言えないものがございまして、人事院といたしましては、より一層の安全管理の充実並びに災害の未然防止を図るために文書をもって指導を行ったところでございます。その結果、二月二十四日付で北海道大学長に対しまして文書による指導を行いまし、これに対しましては平成五年三月二十五日付で文書により改善策等について回答をいただいております。

北海道大学におきましては、安全管理体制の整備、安全教育の実施など安全管理上の問題についての改善計画を立てて、積極的に実施に向けて取り組んでおるところでございます。人事院の指導事項は充足されつつあるというふうに思料いたしております。したがって、本事故に関する安全管理指導というものにつきましては、人事院といたしましては所期の目的は達せられたというふうに承知をいたしております。

なお、引き続き安全管理体制等につきましまして、適正に実施されているかという点につきまして、見守っていく所存でございます。

以上でございます。

○秋葉委員 この件について、では文部省としてはどういふ対処を行ってきたのか。簡単に結構です。何か、伺いたいと思います。

学部長会議においても要請をし、あるいは国立大学長懇談会におきましても事の重要性について申し上げておりますし、それから、職員等の安全教育の徹底につきまして通知を発出しているところでございます。

各国立大学におきましては、安全管理委員会を設けるなど安全管理体制の整備をいたしますとともに、安全のための手引というようなものを作成をしたり、あるいは学生、教職員に対する安全教育の実施などの措置を講じているところでございますけれども、今後ともこれらの措置の徹底あるいは教職員、学生等の安全に対する意識の高揚を図りまして、危険物の管理あるいは実験、実習時の安全確保について、万全が期されるように引き続き指導してまいりたいと考えております。

○秋葉委員 先ほど森山大臣もおっしゃいましたように、東大、それから北大も同じです。ここに今、これは「エールのもりはいい」という北海道大学の教職員組合が出したカラーの特集ですけれども、この中にも大学の施設設備の非常に狭い、そして危険な状態というのが具体的に写真で示されております。東大を見てもこれと状況はそれほど変わらなかったということもつけ加えますけれども、今のお話では、こういう危険な状況にあっても、安全教育を行う、危機管理を行う、つまり人間の側の対処の仕方によって十分に安全な研究あるいは教育が行えるというふうにお考えになっているように受け取れたのですけれども、そうお考えなのではないでしょうか。

○遠山(教)政府委員 安全管理につきまして、少なくとも初歩的なミスをしないというふうなことににつきましては、先ほど来申し上げましたような方途が必要であらうかと思っておりますけれども、しかし、やはり物理的な条件の整備ということは非常に大事なことであらうかと考えておりまして、大臣からも答弁申し上げましたように、現在の老朽化の状況、狭隘化の状況というところにつきまして、私もその解消の方向に向かってできるだけ努力をしてみたいと考えております。

○秋葉委員 努力は非常に大事だと思いますし、ぜひ重ねて努力をしていただきたいと思います。けれども、今まで三年間の非常に短い間なんですけれども、政府側の答弁で、努力をするということとは何もしませんということに等しい場合がしばしばございました。今回がそうだと書いているわけではございませんけれども。

ですから、重ねて伺いますけれども、では、例えばこの冊子に書かれているような非常に危険な状態、あえて申し上げるまでもありませんけれども、例えば大学院の学生が本当に畳半畳ぐらいのところに机を持ち込んで、そのところで研究を続けなくては行けない。あるいは場合によっては、これは東大の場合ですけれども、その机を一人で独占することもできず、二人が交代で使っている。しかもそのすぐ隣に、例えば高圧ガスあるいは危険な毒物、劇薬等を置く場所がないから、その学生がいるすぐ隣の場所に、これは消防法違反です、その他の法律違反を歴然と行っているわけですけれども、そういった状況が厳然として存在している。

今のお話では、努力をするということです。努力をするというお話では、例えば、今まあこれが一応十分であるけれども、より完璧に近づけるために努力をするというのであれば適切な答えかもしれませんけれども、非常に身近なところにある危険がある。しかも北海道大学では、これは私の解釈ですが、それが一つの原因になって死亡事故まで起きている。そういった状況の中で、努力をされるって言っただけではなかなか納得できない。

それで、伺いたいのですけれども、努力をする目標としては、つまり何年先にどのような状態を、少なくとも消防法その他の最低限クリアしたくはないかという法律をきちんと遵守できるような形に改善できるとお思いになつていらっしゃるのか、その点を伺いたいと思います。

○吉田(茂)政府委員 御指摘のように施設設備の老朽化の問題が現在緊急の課題になっておるわけでございます。具体的にいつまでに何をという

データについて今ちょっと持ち合わせておりませんけれども、具体的には私ども、一つの例でございますが、先ほど大臣が申し上げましたように、特別施設整備事業というのを平成四年度から開始をしておるわけでございます。これは五年度予算においても認めていただいております。でございますが、四年度、五年度、二百億円ずつという形で、これは施設の整備でございます。これについては、北海道大学を初め九大学で事業を実施しておるわけでございます。また同時に、設備の方も大事でございますので、設備についても今年度、予算の大幅増を図りまして、緊急にこういった事態を取り除いていくための事業を進めつつあるところでございます。

○秋葉委員 大体の目標ということも言っていただけなのでしようか。つまり、緊急というのは、努力をしていくことは認めます。努力をすることは大事です。これから続けてお願いしたいと思っております。そのことに私たちが協力することにもやぶさかではございません。ただし、やはり目標がないと、我々人間ですからどうしても甘くなるというところがあるわけです。十年後には解消するつもりなのか、二十年先なのか、あるいは少なくとも五年ぐらいまでは何とか目標がつくようにしたいのか。そういうことであれば、例えばそれこそ大蔵省に、我々すべて文教に関連した国会議員を含めて、文部省の総勢を挙げて陳情に行つて、何とかお願いするということをやったっていいわけでしょうし、あるいはそれ以外のさまざまなやり方があると思えます。

少なくとも何らかの形で、目標、期限、どの程度の改善を行うのか、その質についての大きな、これ、英語で言えばウィッシュリストというふうに言えはいいのかもしれないけれども、すべてうまくいった場合にはこういふことをやりたいんだと考えている、そのあたりの概略を御説明していただきたいと思います。

○吉田(茂)政府委員 ただいま御指摘のありました消防法違反というふうな状態につきましては、

○秋葉委員　ありがとうございます。

○吉田(茂)政府委員 基本的に今おっしゃったと

第一類第六号
文教委員会議録第五号
平成

○福田説明員 答えいたします。

年四月七日

例えば国立学校特別会計に特別施設整備資金を設

○秋葉委員　ありがとうございました。

員の言葉にもありましたように、その問題ですの

○松田委員長代理 次に、山元勉君。

したいのは三カ月以内の短期の海外留学、いわゆる

一五

海外留学は、先生のお話しになりましたように、一応の制度化ができてから徐々にふえてまいっております。一応現在の段階では、高校生では年間約五千名に上る者が海外のそのレベルの学校で学んでいるというぐあいに把握いたしております。これは、毎年各学校の統計の中で、現在自分の学校の学生が何名出ているかということは把握できるわけでございます。出ております学生の七〇％がアメリカ合衆国でございます。

それから、トラブルの実態についてどのように把握しておるかというお尋ねでございますけれども、トラブルについて調査いたしたものがございまして、平成三年にそのような調査をいたしました。これは帰ってまいりました高校生、大学生等からいろいろ聴取いたしましたものでございます。ただ、留学でいろいろなトラブルに遭ったという者からじかに聞くということは、文部省としてはブライバシーの問題がございましてやっております。アンケート調査をやったということ。それから、調査研究協力者会議というのを設けておりまして、そこに、被害に遭った留学生の救済活動をやっている方々、そういった方々においでいただきまして、ヒアリングを通じて被害の実例を種々伺っておるわけでございます。

主としてホストファミリー、それから通学の学校、周辺の生活環境に関する渡航前の情報不足によるもの、これがかなりな数を占めております。それから、あつせん団体による無責任なホストファミリーの選定等々、あつせん団体の姿勢が営利本位で教育的配慮に欠けるものが多々あると見ております。それから留学先の現地におきまして、こういった団体が支援、相談体制を組むようにしなければならぬわけですが、それが不備なもの、これもありございます。留学生の側にも若干問題がございまして、文化面での種々の不適合、あるいはコミュニケーション能力の不足等々も原因として挙げられておるわけでございます。○山元委員 少し違うのですね。五千人というのはどこから出てくる数字ですか。文部省が出して

おられる「我が国の文教施策」の中にはつきりと、最初の年、「昭和六十三年」に一万七千七百十三人であったものが、平成二年には三万一千二百八十四人」というふうに文部省の資料に書いてあるじゃないですか。五千人というのはどこから出るのですか。

○長谷川政府委員 どうも失礼いたしました。約五千人と申し上げましたのは、これは海外留学というところでございまして、三カ月以上のケースでございまして、申しわけございませんでした。先生御指摘の三カ月未満ということでは、今御指摘のとおり、昭和六十三年度一万七千七百十三、平成二年度三万一千二百八十四、こういうことでございまして、どうも失礼いたしました。

○山元委員 きょうは時間が少ないので私の方からほとんど申し上げたいと思っておりますが、三万人になつた高校生の留学、これは平成二年です。それから二年で二倍になっておるわけですね。一万七千が三万を超しているわけですね。今平成五年、どれだけになっているか、五万になっているかわからぬような高校生の留学の状況なんです。

問題は、この施策にも書いておられるのですけれども、トラブルがある。そのトラブルというのはこの文部省の文書では四つ挙げていらつしやいますね。「留学に関する目的意識が明確でない場合、ホームステイ先のホストファミリーの実情についての情報が十分でない場合」、これは今もおっしゃいました。「留学先でのトラブルや困ったときのための備えや必要最低限の語学力などが十分でない場合」、これは本人の場合ですね。「留学斡旋事業者の配慮が十分でない場合等」、このトラブルが起こっている。そして、その数は、この間の文部省が行われた高校留学等関係団体研究協議会に出されているのは、二四％、トラブルを経験しているわけですね。三万何人のうちの二四％という、四人に一人がトラブルに巻き込まれていくわけですね。その種類をお挙げすると、文部省で四つだというふうに、これはつい先日、三月十八日に行われたその協議会で実態が明らかになっ

ているわけですね。

私は、昭和六十三年から制度ができて、高校生がどつと海外の生活を経験するとか、あるいは文化に触れるとか、あるいは視野が国際的な視野になつていくという、好ましい意義というのは大変大事だというふうに思ふんですね。けれども、四人に一人がトラブルを経験して行くという現状については、早く何とかしなければならぬと思ふんです。私は、今まで文部省の取り組みはいかに弱かった、遅かったという感じがするのですが、今の状況について、大臣としてはこの留学生についてはどういうふうに認識していらつしやるか、まずお伺いをしたいわけですね。

○森山国務大臣 高校生ぐらいの年齢のときに外国の生活を経験したり国際的なさまざまな事情に通じるということは将来の人格形成にも大変プラスであると思ひますので、基本的には留学の機会ができれば大変望ましいのではないかとこのように考えておりますし、教育上も非常に重要な意義を持つというふうに思つております。

しかし、御指摘のように、いろいろな理由から、例えばあつせん団体が十分な手当てをしてくれなかつたとか、あるいは本人の自覚が十分でないとか、そのほかさまざまな理由でトラブルにおつかつて、そのためにせっかくの志を遂げないままに帰つてこなければいけないとか、十分な成果が上げられない。中には体を壊したりけがをしたというふうな例さえも時に聞かされてもらうような状況でございまして、そういうことは大変困ることでございますから、十分にその面についての注意をし、準備をし、教育的な見地からも万全を期して送り出して、成果を上げてほしいというふうに考えております。

○山元委員 今遅過ぎるというふうに言いましたけれども、この三万人、今はもつとふえて、留学生の二十何％がトラブルに遭う。これはやはり文部省、行政あるいは学校が本当に早く手を打たなければならぬ問題だと思ふんですね。本当に胸を

わくわくさせながら海外へ行つてほしい目に遣う、一生嫌な思いを外国に持つという経験をさせてはならぬと思ふのです。

これは余談になりますけれども、この間大臣から「太郎抄」という本をいただきました。一気に読ましていただきましたけれども、幾つかの印象が入つて、寮に入つていらつしやる、週末にも帰つてこないから、寮のどこかいいところにお尋ねになつたら、親がいないからだ、こういうふうにごえたという一節がありました。

子供たちは本当に羽ばたきたい、いろいろな経験をしたい、みずみずしい感性を持っているわけですね。親は、そのことをうれしく思ひながら、けれども心配をしているわけですね。ましてや今の場合は大変気の毒な経験をされたわけですね。海外へ子供を出すというときの親の気持ちというのはやはり痛切なものがあるだろうと思ふのです。わくわくとしながらも。

ですから、そのところを行政と学校が守るといふ仕組みは最大限早く手当てをしなければならぬと思ふ。確かにしていらつしやる形跡はあると言つたら失礼ですが、去年の四月にプログラムの望ましい内容についてという報告を出していらつしやるわけですね。けれども、これにも問題があるし、先日行われたこの会議、こういうことをやらせていながらも、例えば私はきょうその具体的な例を持つてきたのですけれども、幾つもあるわけですね。ホストファミリーの質が低いとか、食べさせてもらえなかつたとか、あるいは人種的な差別の問題があつたとか、さまざまな問題がある。これは文部省として既に御承知だと思ふに思ふのです。いろいろの情報が入つてきているだろうと思ひますし、先日、内閣委員会でも在外公館の法案の審議のときに、在外公館を立派にすることは、定員を百人ふやすことは、私は賛成だ、けれども子供を守つてほしいという話をしたので、そうしたらそれは、さまざまな外務省の努力

も聞かせてもらいましたし、実態も聞かせてもらいました。けれども、やはり安心できなかったからきょう重ねて申し上げるわけです。

例えば、アエラに出ているのですが、子供たちの世話をしている団体の方が現状をこういうふうには認識していらっしゃる。太平洋教育文化交流協会、御承知だと思いますが、そのところの理事長の、桜葉林大学教授の佐藤東洋士さんという人が理事長をしているわけですが、この方が、今の高校生の留学の状況というのは、「私個人は絶望的な気分、協会は閉鎖すべきだ」といっている。高校留学自体が曲がり角にきている、こういうふうには実際に世話をしているわけですね。その理事長さんがおっしゃっているわけですね。そのところをどういうふうに変えようとしていらっしゃるのか、具体的にどういう取り組みをしていらっしゃるのか、見解をお伺いしたいと思うのです。

○長谷川政府委員 先生御指摘の「海外留学等幹旋プログラムの望ましい内容等について」、これは研究協力者会議の報告でございます。これが昨年の四月に出されておまして、そのラインに従いまして現在我々努めておるわけでございますけれども、この協力者会議がまず一つ言っておりますことは、海外留学等のあつせんプログラムに関するガイドラインを策定する必要があるということとで、この会議自身が大体こういうガイドラインでやるべきではないかという基本ガイドラインを提示をいたしております。

それからもう一つ指摘しておりますことは、海外留学希望者等のためのチェックリストの作成をいたしまして、留学希望者あるいは保護者がこういう点に特に注意してプログラムを選びそして留学すべきだといったチェックリストの作成を急ぐべきだということで、これにつきましては、現在その大筋が示されておりますので、各関係方面に流しております。

それからもう一つ、三番目でございますが、留学あつせん団体の間の連携システムをつくりまし

て、その中で、先ほど先生御指摘になりましたように、三月にも研究協議会を開いておるわけでございます。そういった中で、パネルディスカッション、あるいは米国の現地からも担当の関係者を呼びまして種々の問題点について相当突っ込んだ議論はやらせていただいております。

私もいたしましては、そういったことを通じて、留学生の問題、特に海外での安全対策、適応、それからホストファミリーへの種々の働きかけ、そういったことを今後ともうまくやっていきたいと考えておる次第でございます。

高等学校の方につきましては、各都道府県の教育長を通じてそれぞれの学校に對しまして、渡航前の十分な準備の必要性あるいは先方の学校の情報を入手することが重要であるというふうなことも含めまして、それぞれ指導の徹底を図っておるわけでございます。こちらの方も平成三年度から高校生海外留学等推進担当者会議というのを、高等学校の留学担当者による会議を開催いたしております。情報交換、協議をやつてそれぞれ進んでおるわけでございます。さらに、本年六月にはきめ細かい学校として行へば指導のあり方につきましまして手引を作成して発行し、それをもとにしてさらに指導を深めたい、そういうぐあいに考えております。

○山元委員 先ほど言いましたように、幾つかの要因があるわけですね。本人の問題、学校の指導の問題、そして文部省あるいは業者、いろいろ問題があるのですけれども、この場合、私は本人にいろいろ問題があることは承知しています。たたくさんの事例を私持っているのですけれども、確かに本人や家族に問題があることもあります。けれども、この記事が問題にしております高校生の留学については、未成年者です。そのことをしっかりと念頭に置いて十分な手当てをしなければならぬというふうに思うのです。

この間持たれたその会議の中でも、文部省から出ている課長は結論的に、これはこういう記事です。から全部が出ているとは思いませんけれども、

外務省、文部省の言い分が出ていますが、最低限必要な語学を身につけておくことが必要だとか、生活習慣を学習していくことが大事だとか、本人のことを文部省は言っているわけですね。外務省の場合は少し違うことを言っているわけですね。ですから、今おっしゃるようには高校に對しても指導しているというのが、そういう基本的な指導で本人の、本人の立場での指導であれば、私は片手落ちというのですか、極めて不十分なことになるだろうと思うのです。

この本人の問題も裏返せば学校の問題、行政の問題になるわけですが、もう少し、高校の指導のことを今おっしゃいました。この制度ができたときに通達を出していらつしやいますね。

「学校教育法施行規則の一部改正について（通達）」、これは名前を覚えていますが、次官名で高石邦男という人の名前が出ていますから覚えていまして、けれども、ここにこういうことが書いてあるわけですね。「校長は、留学を許可するに当たっては、あらかじめ外国の高等学校との間で協議を行い、当該留学の概要を把握するものとする」と。これは正しいです。ただし書きがしてあって、「やむを得ない事情により事前の協議を行うことが困難な場合には、学校間での事前の協議を欠くことも差し支えないこと」と書いてあるわけですね。

この通達は生きています。この通達の趣旨は現在も生きております。

○長谷川政府委員 これは昭和六十三年二月三日の通達でございます。この通達の趣旨は現在も生きております。

○山元委員 そうすると大臣、これは、学校の校長が自分のところに預かっている子供の留学を許可するに当たって、相手側の高校と協議をしなくては出してもいい。まあそうか、行つていいと判を押す。いいんですか、これは。今のうちに二四％がトラブルに巻き込まれる、ひどいことになる。飛行機に乗るときにどこから飛行機からおりても行き先がわからない子供たちがたくさん行つて

いるわけですよ。そういうこの通達を生かしてお

はだめだと思ふのですが、どうですか。

○長谷川政府委員 私どもの指導でございますけれども、教育委員会、学校の方に對しましては、できる限り先方の学校の情報をとれ、ホストファミリーについてもできるだけ事前にいろいろ手紙の交換などをやつて十分な理解を持つようというところでやつておるわけでございます。そのあたりが徹底していないということもあるうかと思ひますので、さらに手引で細かくそのあたりを指導したいと考えておるわけでございます。

○山元委員 実態を調べてみればみるほど、例えば営利主義の業者をオオカミとすれば、口へどんどん送り込んでいくような状況が極端に言えはるわけですね。

例えばここに一つ、E Fという会社のプログラムがありますけれども、もし事故が起こった場合、事件が起こった場合、その子供のことに對して、そのトラブルについては日本で裁くとか問題にするのではなく、現地の、この場合はマサチューセッツ州の法律をもとに判断され、すべての訴訟はマサチューセッツ州の裁判所において裁かれる。子供はとられてしまふのです。そういう業者がプログラムを組んで子供を預かるわけですね。

学校の校長はやはり本当に子供を、先ほど私はよくないことを言つたつもりはないわけですが、本当にそういう親心で、やはり子供を大事に、いい経験をしていこうと、これで大丈夫だぞということとで判を押すような、あるいは業者を指導するような、そういう姿勢が文部省に今欠けているのではないかと今思うのです。

このことで、例えば私が外務省在外公館の話をしていたときに、外務省が出してきたのは「海外安全ハンドブック」、世界を三つに分けて、三分冊になっているのです。世界じゅうつと書いてあるわけですが、アメリカのところで見ると、「出入国時の留意事項」「滞在時の留意事項」「風俗、習慣、国民性に関する留意事項」あるいは安全に對するアドバイスとか、それから最後のところ

ろでは「緊急時の連絡先」あるいは「緊急時の言葉」、泥棒とどう叫ぶのか、助けてとどう叫ぶのか、その国々の言葉で書いてある。そして在外公館のアドレスが、例えばアトランタではどこだとか、アンカレッジではどこだとか、ずっときちんと書いてあるわけです。アメリカに行くのであればこの一冊はしっかり読んで持っていけるという学校の指導があれば、私がここに持っている例で、助けてと何は言うても、家庭でうまくいかなくて泣いて親元の方に電話をしてきているということになしに、きちっと領事館、大使館に電話をして問題が解決できるケースが多いわけです。

そういう点で言うと、例えば少なくともこういう本、こういうことだけはしなさいということがきちっとテキストとして各学校に渡ってあるのか、あるいはこういうものを活用するような指導がしてあるのか、そのことをちょっとお尋ねします。

○長谷川政府委員 あつせんプログラムの望ましい内容ということで、各学校それから保護者、生徒に対して「問題が発生した場合の処理体制」といまして、そういった緊急連絡先のリスト、それから連絡体制が確立されていなければならぬということについてはきちっといたしておいて、いろいろなプログラムの中で、こういった体制ができていないプログラムについては気をつけねばならぬという指導はいたしております。

○山元委員 これは答弁要らぬですけども、緊急時の連絡先をきちっと持たないで行くという子供が、これは調査によつて違うのですが、一、二ないし一八％、そういう連絡先を知らないで行くという子供があるわけです。この実態は文部省は知っているはずなんです。ですから、そういう子供たちには安全にすばらしい体験をさせるといふことに真剣になれば、そういう手当てをぜひしてほしいと思いますし、外務省は、例えばこの安全ハンドブックというものを活用してほしいとかあるいは

留学前に留学計画を外務省に出してもらいたい、向こうに行けば滞在届を在外公館に出してほしい、こういう言い方をこの間文部省主催の会議で言っているわけですね。ですから、校長が向こうの学校と協議が調わないで、行っていいという判断を押すときに、外務省にその留学計画を出すわけにはまいらぬでしょう。そういうことを一切学校が配慮しなくて行けるようになってくる仕組みというものは、やはりきちっとしなきゃならぬというふうに思いますから、これから研究をしてほしいと要請だけ申し上げておきます。

そして、そういう要因に、学校の指導と、もう一つは肝心の業者の問題があるわけです。例えば、これも今ちょっと言いましたけれども、こういうひどいプログラムを組んでいるEFという会社、これは今大変もめているわけです。これは先ほど言いましたアエラの中に一つの大きな例として出ているわけですけども、精神病院へほうり込んで、ほうり込んでという言い方は悪いですが、入れて、それでとてもじゃないかということまで現地の研究者の皆さんに助けてもらって、そして無事に帰ってこられたという例があるわけなんですけれども、業者は、妥当な診察の結果精神病院に入れたんだ、こう言っているわけですね。そういう業者だとか、あるいはYFU、これは文部省が公認しているしやる団体ですけども、この団体も大変長い間トラブルを起こしているわけです。最後は帰国の金を出して示談をしたというふうにも聞いていますけれども、そういうトラブルを起す業者というのが非常に多いわけです。

時間が余りありませんが、それに対して、プログラムの内容についての今おっしゃった資料ですけども、こういうことが書いてあるんですね。「こうした」トラブルを起す「事業者は法律により規制することを検討すべきである」との意見もあった。ずっと書いてあって、しかし「こうした問題等の存在を理由として、海外留学等に抑制的な効果を持ちかねない規制を行うことは、現状では適当でない」と考える。海外留学がずっとウ

ナギ登りのようにふえていますけれども、それを抑制するようなことになるような規制は行うべきではないとこの本に書いてあるのです。一方で業者に対して甘いし、そしてこういう立場をとっているとしたら、トラブルはなくなるかと思うのですが、いかがですか。

○長谷川政府委員 文部省では昨年来、留学のあつせんプログラムを提供する側と利用する側の双方に「安全で有益な海外留学のための準拠基準」というものを示しまして、海外留学のあつせん団体を中心といたしまして全国高校生留学・交流団体連絡協議会というのを一方で設け、連携システムの整備、それからプログラムの改善ということに乗り出しているわけでございます。

法的な規制ということにつきましては、発生している問題の事例が極めて多様化しておりますし、また人間関係の上のトラブルなど法律による外的な規制になじまないものが多々あること等々も含めまして、現在では、こういった団体の連絡協議会を通じて、いい団体を育てていくという方向で取り組んでいこうとしておるわけでございます。

○山元委員 確かに旅行業者という許可権、文部省にないかもわかりませんね。ですから、そういう規制というのは非常に難しい。そして、一つトラブルたからいろいろの言い分があるのに直ちにということでは制裁を加えることは難しいかもしれないけれども、私は、やはりそういうことを起した業者は排除していくような手だては講じるべきだと思っております。

例えば、先ほども言いましたようなアエラに出ている業者というのは、一年半アメリカで認可停止されている。アメリカの文化交流庁という各業者を認可する団体があるのですが、そこで認可を一年半停止されているわけですね。これはアメリカの業者ですが、我々のこつち側からいうと受け入れ側の業者が、しっかりとやっていない、子供たちをしっかりと受け止めていないという理由で一年半認可を停止されているわけです。けれど

も、日本の業者はほとんどそこへ送っているわけですね。幾らでも関連業者を使って子供を受け入れておるわけですね。そういうことが判明した場合、これは注意をしなければならぬ業者だということでの排除という方法を具体的に厳しく考えないと、業者に甘い姿勢をとっているのではないかと、業者を私は持ちますけれども、そういう厳しさを要するのではないかと。何しろ、先ほど言いましたように、桜美林大学の先生のおっしゃっているように、もう現状は絶望的な気分だ、そういうふうな混乱をしているわけですね。一方でまた、高校生の留学については総量規制が必要だ、飽和状態になっていると違うか。ホームステイ先が見つからぬわけですね。どんどん金を出して、おばあさん一人のところへもどんどん、ほうり込んでいくという、言葉は、表現は悪いかもしれませんがんけれども、そういうような旅行業者がどんどんと仕事をしてもうけている。非営利主義だと言いますが、明らかにもううけている、何百万円も出させるわけですから。

そういう業者の思うままにいつまでもさせておくということについては、文部省が思い切った、規制というよりも排除をするということが必要なんではないかというふうにも思うのですが、そういう一つの判断基準というものを、学校を指導する、生徒を指導する、そういう基準をつくる、目安をつくる、そういうことはできませんか。

〔松田委員長代理退席、渡瀬委員長代理着席〕

○長谷川政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、団体の方はそういった協議会を通じて指導をいたしておるわけでございます。それから、団体の方にはそういったガイドライン、チェックリストを示し、高等学校の方にもそういったことで指導の指針等々を示しておるわけでございます。それを種々活用してやっていきたいと思っております。ただ、先生御指摘のとおり、この問題につきましては、外務省、運

も、日本の業者はほとんどそこへ送っているわけですね。幾らでも関連業者を使って子供を受け入れておるわけですね。そういうことが判明した場合、これは注意をしなければならぬ業者だということでの排除という方法を具体的に厳しく考えないと、業者に甘い姿勢をとっているのではないかと、業者を私は持ちますけれども、そういう厳しさを要するのではないかと。何しろ、先ほど言いましたように、桜美林大学の先生のおっしゃっているように、もう現状は絶望的な気分だ、そういうふうな混乱をしているわけですね。一方でまた、高校生の留学については総量規制が必要だ、飽和状態になっていると違うか。ホームステイ先が見つからぬわけですね。どんどん金を出して、おばあさん一人のところへもどんどん、ほうり込んでいくという、言葉は、表現は悪いかもしれませんがんけれども、そういうような旅行業者がどんどんと仕事をしてもうけている。非営利主義だと言いますが、明らかにもううけている、何百万円も出させるわけですから。

輸省、文部省それぞれの役割がございます。しかし、文部省は、これは運輸省の責任であるからとか、これは外務省の責任であるから我々がこちらには口は出せないという、若干そういうところはございますけれども、そういうところで責任を逃れてどうやっておるといふようなことではございせん。団体につきましても種々いろいろな情報をとっておりますし、適宜適切に対処してまいりたい、各省庁とも連絡をとりながらやってまいりたいと考えております。

○山元委員 どうもすっきりと、私が言っているように、私はちょっと詰まった言い方をし過ぎてゐるのかもしれないけれども、やはりそういうことをきくと今すべきときに来ているだろうというふうに思ふのです。五年たつて、ずっと野放しになってきたと言つたら過言かもしれせんけれども、例えばここに、ある業者のプログラムがあるのですけれども、本人に判を押させる文書、「私は、貴事務所の責任が、受け入れ学校の紹介及び渡航手続の代行に限定され、貴事務所は日本出国後帰国までの私事の一切の事故、トラブルについては責任を負わないことを承諾します。」受け入れ学校の紹介及び渡航手続の代行に限定される、出国から帰国までの一切の私事の事故、トラブルについては責任を負わないと、業者は、わあっと海外へ行きたいという気持ちにつけ込んだ業者だと思ひます。そういう実態はこれからますます認識してもらいたいと思ひますけれども、今の答弁よりも、例えばこの間も申し上げておりますように、内閣委員会での外務省の答弁は、「そういうことを、悪質なもののについては何か排除する方法はないかという点につきましては、私どもとしては例えば文部省、先ほどの高留連「高校生留学の会」等と引き続き検討をしていきたい」と考えている、検討するといふふうの外務省は約束してくれたのです。ですから、これはぜひ外務省と一緒に、今度こういう

新しいものをつくられるようですけれども、これもやはりいかに業者任せという感じがするわけですね。文部省としてきちっとしたそういうものをつくつていただきたいといふふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、大臣、お聞きいただきますように、最初に申し上げましたように、国際的な人間をつくつていく、これからますますそういうことが広くなつていくといふのですか、多くもなつていくでしょう。そういう中で、大事な子供たちにしつかりと海外でいい経験をさせるべき、これからそういう時代ですと教育行政の立場にある者が言えるような施策をつくらなければならぬと思ふのです。ウナギ登りと言ひましたけれども、ますますふえてくるのですから、早急にその手だてをとらなければならぬと思ひますけれども、大臣、その点についてどうでしょう。

○森山國務大臣 特に、高校生ぐらいの子供たちの留学という問題は最近新しく大きく提起されてきた問題でございまして、急速にふえてきているといふことから御指摘のような問題が残念ながらかなり目立つようになつてまいりましたので、その点は十分気をつけまして、本人の自覚はもちろんでございまして、その子供たちを今まで御指導いただいてる学校の先生や親御さんたちが十分御配慮いただいて御指導いただく、そして私も役所の側も問題が起こればいけませんようにいろいろな手だてをしていかなければいけません。おっしゃいますように、関係各省の担当の方々と御相談いたしまして、できるだけ努力をしてまいりたいと思ひます。

○山元委員 それでは、そのことをくれぐれもお願い申し上げまして、次の問題、国立学校設置法の問題について少しお尋ねをしたいと思ひます。先ほど同僚の秋葉委員から大学教育論というのが大分展開されましたから、私は、余り時間がありませんが、具体的な問題について少しお尋ねをしたいと思ひます。特に短大の方についてお伺い

をします。

今度の場合も滋賀あるいは大阪、琉球等の短期大学が廃止されるわけですが、この理由は、趣旨は、社会的な要請にこたえてより高い教育の場をつくるんだ、発展的解消だ、簡単に言うところいうふうに興味が出てゐるわけですね。発展的に解消して四年制の夜間主コースの学科、学部にするんだといふことですが、これも、発展的に新しいコースをつくるという具体的な手だてといふのですか、構想を改めてお伺いしたいと思ひます。

○遠山(教)政府委員 具体的な御質問でございしますが、滋賀大学の例によりましてちよつと御説明をしたいと思ひます。

滋賀大学は、現在、経済短期大学部がございまして、一学科でございまして、これは百二十人の定員がございまして、この定員と、経済学部四百七十人の入学定員でございまして、合算いたしまして五百九十人の定員をもちまして、経済学部に入学生五百九十人といたしまして、そのうち夜のコース、主として夜間に授業を行うコースとして五十人の入学定員を設けるといふような形で実施したいと思ひかけてございまして、この目的は、先生お話しにございまして、近年の教育事情の高度化等、社会的な状況の変化に伴ひまして、現在の教育体制の一層の発展充実とより高度の専門教育の実施といふことについての強い要望に對してこたえるものでございまして。

○山元委員 趣旨はわかるのです。そういう意義は認めます。三年制短期大学を四年制の夜間主コースの大学の学科に、コースにするといふことについては社会的要請といふ意義は認めているのです。

そこで大事なものは、この夜間部を発展的に解消をして、短大を解消して四年制にするといふことではいろいろの手だてが要るでしょう。発展的といふのですから、ただ単につぶすのではないのです。ですから、より立派にするという意味で手だてをお伺いしているわけですね。

○遠山(教)政府委員 短期大学部を学部へ転換す

るといふことでございまして、修業年限が延長されるわけにございまして、より高度の専門教育を実施するといふことで、教職員につきましても教育に遺漏のないように所要の増員を行う必要があるわけにございまして。この面につきまして申し上げますと、例えば滋賀大学の場合には、今後学年進行に伴ひます年次計画による整備を含めまして、全体として教員につきましては十四人の増員につきましては三人の増を予定しているところでございます。いずれにいたしましても、この点につきましては今後の予算折衝によるものではございまして、私どももいたしましては、必要な教職員の確保につきまして最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○山元委員 私は、この同じ法案で、去年のこの委員会で、埼玉大学の同じケースでしたけれどもお尋ねをしました。そして、今おっしゃるようにな、この滋賀大で言う十四人、事務職員で三人、去年埼玉大学ではたしか十五人と四人だったと記憶してゐますけれども、いよいよこの四月から開講になるわけですね。この間も埼玉大学の先生にお尋ねをしたら、一つ困つてゐるのは、やはり先生の数が少ないから、カリキュラム編成が大変難しいといふことをおっしゃつてゐたのが一つ。それからもう一つは、確かにプロジェクト等への予算は上乗せがあつて楽になつたけれども、一般研究費といふのは極めて窮乏でどうにもならぬ、こういう悲鳴がありました。

もう一つは、結局は夜間コースですから、四年制大学の分を夜四年で卒業しようといふのは非常に難しいわけですね。例えば朝の九時から四時、五時まで講義が受けられる昼間と、夕方五時から九時、十時までしか講義が受けられない夜間の大学が、単位を取つてゐる者が、四年間で大学の単位を取らうといふことは大変難しいことになりまして、ですから、そのときも土曜の開講について何とか工夫ができぬか、そのためには教員の定員も要るだろうといふことも申し上げてまいりましたけれども、これは結局あきらめたといふふうにおつ

しゃっていました。そうすると、それは、発展的にいい大学をつくる、夜間主コースの学部をつくるということにはなかりかねているわけです。非常に窮屈な、慌ただしい四年間で何とかして卒業しなきゃならぬという大学になっているという事態を聞きました。

滋賀大でも、御案内かもしれませんが、私も滋賀大出身で、滋賀大学が今度出ているんで、このふるさとの大学、私も滋賀大学の卒業生の一員ですから、一通り行ってきました。どうですかと聞いたら、やはり今の土曜開講の問題でいいですよ、要項を見たら「開講することがある。」と書いてある。するのですか、せぬのですかと云ったら、まだどうしても工夫がつかぬのだ、こういうふうにおっしゃっている。開講しないというのはいかにも単位の取得の問題で問題がある。けれども、開講するとなったら、先生を配置してやるだけの自信はない、こうおっしゃるわけです。ですから「開講することがある。」と書いてあるわけです。ですから、この一年間の間に結論をぜひ前向きで頑張ってくださいよというふうには私は言っておきまして、そこで、そういうことも含めて、今十四人と三人とおっしゃいました。これは大蔵省とのこれからの話になるのでしょうか、これは最低限として確保してもらいたい。それだけ、この滋賀大だけでなしに、琉球も皆同じことですから、ぜひ最低限として確保してもらいたいと思います。

そして、もう一つ細かいことを申し上げますが、事務職員の定員は、埼玉では先ほども言いましたように四人だったけれども、一人もまだふえていない、こうおっしゃるのです。例えば、今局長がおっしゃったように、百二十人の定員であつたものをこちらへ移す。ことしは募集しているんです、百二十人。来年の四月に新しい学部で百二十人募集するわけですね。そうすると、事務職員は初年度からやはり要るわけですよ、それは。こちらの仕事量、新しい学部での仕事量がふえるわけです、受け入れなきゃなりませんから。

そして今、ことし入学した子供が卒業するまで三年かかるわけですから、その間事務員があるわけですね。ですから、やはりどうしても初年度から思い切った定員増を前倒ししてもらわないと、でさうがって大体落ちついたときに事務職員がふえているということでは実態にそぐわないわけです。細かいことを言いますけれども、そういうことも含めて、定員の確保について御努力をいただきたいと思いますが、これは要請ですが、ひとつ土曜開講の問題については、去年お尋ねしたときに、これからも研究してまいりたいというのが文部省の答弁であつたわけです。その後どういうふうな議論、議論があつたのか、お伺いしたいと思っています。

○遠山(教)政府委員 夜間主コースでございますけれども、できれば社会人の利用がしやすいように土曜日も開講してほしいというのは、一般の社会のニーズでもございまして、私も大学においてそのような方向のコンセンサスを得ますれば、できるだけ土曜の開講ということを実施していただけたらなという期待も持っているわけですが、いまが、現在、昼夜開講制の土曜開講の状況を申し上げます、この制度を導入しております十九大学、二十一の学部のうち、九大学十学部で既に実行されているところでございます。これらの大学ではいろいろな工夫をされながら、例えば事務体制につきましても、土曜の午後の勤務につきましては、一名あるいは二名のところもございまして、そういう職員の方々が休憩を挟んで勤務をされて、そのかわり代休をとるというふうな形で工夫をされながらやっておられるところでございまして、もちろん、その土曜開講をするかどうかというの、各大学が自主的にお決めになるところでございまして、先ほど申しましたように、私もこの方向が望ましいと考えておりまして、できるだけ機会をとらえて取り組みを促してまいりたいと思つております。

それから、先ほどちょっとお触れになりましたけれども、研究費の面では、短大を改組、転換い

たしまして四年制にすることによりまして、四年制の大学教官に短大の教官がなるわけでございまして。そのことに伴ひまして、学生当たりあるいは教官当たりの積算校費が増額されるわけでございまして、この点等、あるいは幾つかございまして、そういうメリットにつきましては、関係の先生方にも大変喜んでいただいている事実もござい

ます。○山元委員 時間がありませんので、もう少しはつきりしたいのですが、ぜひ先ほど申し上げましたようにつぶしではなしに発展的なという、いい大学をつくる。私も滋賀大へ行つて、皆学部長以下張り切つていらつしやいました。新しいコースを、うちにしかないコースをつくるんだというふうにおっしゃっていました。

ただ、そういう新しい、社会システム学科というのをつくられるのですけれども、社会人も主婦もあるいは退職者も、そういうものを受け入れてということと考えると、途中編入の定員もきつとふやしたいし、土曜日の開講もしたいし、こういうふうにおっしゃっていました。ぜひそういうことができれば、これはそれぞれの大学が、今も局長がおっしゃる通りに工夫をすることです。けれども、その工夫をしたら最大限保障していくようなそういう、皆現場では汗を流していることではないかと思うのです。

その点では、きょうはもう時間がありませんから言いませんけれども、去年は、昼間の先生が夜間の講座を持ったら夜間手当を支給すべきだということを私は盛んに言ったのですが、制度上難しい、その経済学部の中の時間の割り振りだと。割り振りはわかります。割り振り一日昼の間に勤めるのと夜、夜中に勤めるのでは、これはしんどさが違うわけですから、やはりこの手当についても考えていただきたいと思います。きょうは言う時間がありません。ですから、ぜひそういう条件を現場の努力に応じて保障していくという

最後に、時間がありませんけれども、大阪で医療系の短期大学が廃止をされるのです。そのことについて少しだけ、一、二点お伺いをして、簡潔にお答えをいただきたいのです。

これは、今まで十九でしか十五でしたか、ずっと短大がなくなってきましたけれども、医療系短大は初めて発展解消をされるわけですが、今後こういうふうな看護婦養成のあり方とかかわつて医療系の短大を廃止していくのか、これからの看護婦養成のあり方とかかわつてどうお考えになつていらつしやるのか、まずお伺いをしたいと思っています。

○遠山(教)政府委員 今回、国立の医療技術短期大学を初めて廃止いたしました。大阪大学医学部に保健学科をつくるということでございましてけれども、もう申すまでもなく、先生御存じのように、これはやはり資質の高い看護婦等の医療技術者の養成ということのねらいのもとに行われるものでござい

ます。このような方向ですべて行くのかということでございますけれども、やはりこの点につきましては、大学の自主的な検討状況あるいは国の行財政状況を踏まえながら、その構想ごとに十分に検討して進めていくことであらうかと思つております。

○山元委員 そうすると、ちょっと怪しくなるわけですね。先ほど申し上げましたように、今大問題になっている看護婦の養成について、どういうふうな考えてそういう養成機関を組み立てていくのか、どう考えていらつしやるかということが、今の場合ですと、各大学のいろいろな検討や努力によつて変えていくんだ、こうおっしゃるのでは、方針がないということになるのではないかと思うのです。

去年、看護婦の確保に関する法律ができました。そして、その指針ができました。その指針の中で、またどうもわかりにくいのですが、指針はおありだと思つていただけます。養成について「資質の高い看護婦等を大学において養成するこ

とが社会的に要請されている。これはこれに合
うていけるわけですが、ところが、ずっと後を読んで
いくと、「また、看護系短期大学については、高
度な知識と技術をもった看護婦等の養成に大きな
役割を担っており、今後ともその整備に努める必
要がある。」と書いてある。これと言うと、大
きな役割があるから短期大学を整備する必要があ
るといふのに入らないで、これは高い資質の看護
婦を養成する大学にしていっていいわけでしょう。で
すから、今申し上げましたのは、どのようにして看
護婦、そしてその教官の養成をしていくのか、
そういうプログラムの中でこの大阪大学の改組が
あるのかどうか、そのことをお尋ねしたのです。
それはどうですか。

(着席)

○渡瀬委員長代理退席、松田委員長代理

○遠山(教)政府委員 現在、看護婦あるいは准看
護婦の養成数といふのは、各学校教育段階の入学
定員ベースの総計で七万五千人でございまして、
このうち大学は約一千二百人、短大は約五千百人
となっております。ございまして、いずれも今
後とも大学や短期大学の整備について積極的に対
応していく必要があるというふうに考えているわ
けでございます。

今回、トータルで日本全国での短大の状況でこ
らういただきますと、一方で大阪大学の医療技術
短期大学が廃止になって四年制になるわけござ
います。他方で、平成五年度開設部につきまし
ては、公立の医療技術短期大学二校を設置認可し
ているわけでございます。したがって、個別
の医療技術短期大学をどうするかというにつ
きましては、先ほど申しましたように、それぞれ
の自主的な検討状況あるいは国の行財政状況を踏
まえながら適切に対処するところでございます。け
れども、大学の四年制の養成コースと同時に短大
の役割ということも大事であるというふうに考え
ているところでございます。そのような意味で
基本方針が定められたというふうに理解している
ところでございます。

○山元委員 どうもわからぬのですよ。これを見
てもわからぬし、今の局長の答弁を聞いてもわか
らぬし、それでこれからどうなっていくかもわか
らぬわけですが、もう時間がないので詳しいのは
なんですが、もう少し私は、先ほど言いました
ように、資質の高い看護婦が要る、教官、指導者
等になっていくような人が要るということ、そ
して大量に、本当に看護婦さんが要る、どうい
うふうに養成をしていくんだ、その中でこの大阪短
大がどう位置づけられるのかということについて
はわからぬのです。また後で詳しくもう一遍教え
ていただく機会を持たせてください。

一、二点、具体的なことをもう少しお尋ねして
おきたいのですが、今まで三年制の短大で看護婦
の国家試験を受ける資格ができましたね。今度四
年制になるわけですか。そうすると、自動的に単に
国家試験を受ける資格は四年に、一年延びたとい
うふうになるわけですか。ほかに方法とか道
があるのですか。

○遠山(教)政府委員 今の御指摘の点でございま
すけれども、三年の段階で国家試験を受験できる
わけでございますので、四年制になりましても三
年の段階で受験できるということでございます。

○山元委員 これはやはり、看護婦を養成する
というのですか、今の必要、需要にこたえていく
という意味から、私はそういう手だてを講じていた
だくことは必要だというふうに思いますが、理解
をします。

もう一点、もう一点だけですが、看護婦養成の
あり方として、高い資質の看護婦さんが要る
いは指導者も要る、こういうことで大学の医学部
保健学科ができていくわけですが、今さま
ざま看護婦養成の道とあるわけでは
ない、養成所とか短大とか四年制大学とか。その中
で、例えば養成所なり短大なりで勉強してなお資
質の高い看護婦になろう、勉強しようという人た
ちの、例えばこの今新しくできる大学・学部に入
入をする道というのは考えられているのですか。

○遠山(教)政府委員 御指摘のようなことは大変

大事なことでございまして、看護系大学に
おきまして編入学定員を別途設けている大学が幾
つかございます。今回御審議をお願いいたしてお
ります大阪大学医学部保健学科看護学専攻という
ところでも、編入学定員十名ということで考えて
おりますし、その他幾つかの大学におきまして編
入学定員を整えているところでございます。

○山元委員 この編入学の希望の実態ですね。今
大阪大学では十名の枠を考えていらっしゃるわけ
で、大阪大学では十名の枠を考えていらっしゃるわけ
で、確かにきつい職場、よく言われる三Kという職場
さんになりたいた、立派な看護婦さんになりたいた
いうことで編入学の希望が多いというふうには私
は聞いています。そのことは、看護婦養成の道
として大事なことで、例えばアメリカでは、もう
既に二十年ほど前からそういうより上級の勉強機
関、看護婦養成機関に編入する道というものがつ
くられて、大きな成果を上げたというところも聞い
ています。日本の場合もやはりそういう道を
きちんと保証をしていく、そのことが看護婦とい
う職業の地位を高めていくというのですか、魅力
ある職業にもしていくことだということに思うの
です。そういう点で、こういう編入学の制度を
つくるといふことは私は大事なことでござい
すけれども、今おっしゃる通りに、大阪で十名
ほかの大学でも少しづつあるのじゃない。それは
需要といえますか、希望者を満たせるだけの窓に
なっているのでしょうか。

○遠山(教)政府委員 これからできるところのこ
とは今後のことでございますけれども、現在編入
学を実施しております大学につきましまして見ます
と、確かに先生おっしゃいますように、志願者の
数の方がかなり多いわけでございます。

○山元委員 時間が参りましたのですけれども、
私は、先ほど言いましたように、工業にしろ経
済にしろ、今の医療系にしろ、短大がそれぞれ学
部になっていく、そのことについて異論はないで
すけれども、やはりそういうところへどんどんと

入っていく。例えば、ほかの教育機関にいたあ
るいは社会的経験をした、あるいは極端な話では
退職をして、退職というものは定年退職をした後で
勉強するのだとかいうことでも入っていく。それ
、そういう人たちが一年の入学試験を受けるのでは
なしに、今までのそういう経歴によって二年なり
三年なりに編入学ができるような道をつくること
が大変な大事な、生涯学習の時代といえますか、
そういうことからいってもやはり大事な道だろう
というふうに思うのです。ぜひそういうことを
含んで、これから定員枠の決定について現場の希
望を、今もおっしゃいますように、需要にこたえ
られない、窓が狭いわけですから、そういうこと
についての御検討をいただきたいというふうに申
し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○松田委員長代理 次に、矢追秀彦君。

○矢追委員 今回の法律案は大学関係でございま
すので、大学の問題に絞られて、特に医学教
育、それから大学院の問題さらにコンピュータ
教育、こういったことについてお伺いしたいと思
います。

まず最初に、医学教育の面で、もちろん技術の
面も大事でございますが、医の倫理ということも
非常に大事な問題でございます。今、政治家の倫
理が厳しく問われておるのでございますが、やは
り医の倫理も大事でございます。したがって、
昨年十一月に東大病院で、残念ながら医療機
器の購入をめぐる不祥事件が起きました。
また、その前には千葉大学あるいは横浜市立
大学においてもそういう事件が起ったわけで
ございまして、医学教育、しかも国立、公立の大
学の先生方がそういうことで逮捕される、非常
に残念な事件でございます。

この問題につきまして、文部省としてはどう掌
握をし、今後どう対策を講じようとしておるの
か、お伺いをしたいと思います。

○遠山(教)政府委員 御指摘のように、近年、東
京大学、千葉大学、それから横浜市立大学におき

まして医療機器の調達をめぐって収賄事件が発生したことにつきましては、まことに遺憾なことを考えております。

それぞれの大学におきます事件の概要をざっと申し上げますと、千葉大学におきましては、医学部の附属病院中央放射線部長が、この病院に全身用コンピュータ断層撮影装置を導入するに当たりまして特定業者に便宜を図ったというに関しまして、昭和六十二年十月ごろから平成元年十二月ごろにわたりトラベラーズチェックや外国旅行費用等約四百三十万円相当を収賄したという事件でございます。

横浜市立大学につきましては、この大学の医学部病院放射線科部長が、大学病院等に磁気共鳴断層撮影装置を導入するに当たりまして、やはり特定業者に便宜を図ったというに関しまして、昭和六十二年十一月ごろから平成三年二月ごろにわたりまして外国旅行費用やトラベラーズチェック等の約五百九十万円相当を収賄したという事件でございます。

東京大学に関しましては、この大学の医学部助教授が、大学病院が購入する埋め込み型のペースメーカーの機種を選定に当たりまして特定業者に便宜を図ったというに関しまして、昭和六十六年十月ごろから平成四年七月ごろにわたりまして現金や外国旅行費用等約七百八十万円を収賄したところでございます。

文部省といたしましては、従来から国立大学におきますこのような不祥事の発生を防止したいというところで、綱紀粛正の通達を出しますとともに、各種の会議の機会には常に厳しく指導してきたところでございます。

しかし、これらの事件が発生したことにかんがみまして、平成三年六月三日及び平成四年十二月十日付で綱紀粛正に関する事務次官通知を發出したところでございますし、平成三年三月五日、省内に国立大学における大型設備の調達に係る仕様策定の在り方等に関する検討委員会というものを設置いたしました、この調達のあり方等の検討を

行い、その成果を平成三年五月二十三日付で国立大学に通知したところでございます。

今後ともあらゆる機会をとらえて指導を行いまして、国立大学における綱紀の保持、特に医の倫理といえますが、そのようなことの周知徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○矢追委員 学校教育法には、「大学」というところの第五十二条ですが、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」「道徳的」ということも入っておるわけでございまして、大学の教官は、特に国立の場合は公務員ですから、そういう問題は特に気をつけなければいけないわけでございまして、この構図を見ますと、やはり先日来国会でも議論になっておりますいわゆる建築業界の指名の問題と全く同じ状況にあるわけです。

原因はいろいろあると思いますが、もちろんそういう業界の過当競争、これは結局、日本の現在のいわゆる企業の姿勢、企業の倫理がなくなってきたことについても国民は大変怒りを持っておりますし、こういったいわゆる企業社会というか、経済成長を追いかけたその結果、金もうけということが最優先されてくる、そういったことがいわゆる企業だけではなくて医療の面にも入ってきておる。しかも、医療機器の方もそういった過当競争をやる、こういったところに一つ問題があると思っております。

もう一つは、やはり国立大学の先生、もちろん私立大学もそうでございますけれども、大学の先生の、給与は別といたしまして、研究費その他のいろいろな問題が余りにも少な過ぎる。外国旅行と言われましたけれども、今回の場合はまた違ったかも知れませんが、例えば出張費、大体一人当たり年間平均五万円しか出ないというところであります。数字がもしありましたら教えていただきたいのですけれども、五万円では国内の学会へ一回行ったらそれで終わりでございまして、外国なん

かとてもとも行けるわけはありません。また、そのほか図書を購入あるいは自分の研究をやる場合のいろいろな研究費にしても、国の予算の中では到底できません。

私も大学で基礎医学を何年かやっておりましたけれども、自分の研究となると、結局その教室の研究費では見てもえなくて、自分で金を出して試薬を買って、実験の薬は大体全部自分で手配をしなければならぬ、そんな情けない状況でございました。私はもちろん研究生ではなくて、もう助手になって、任官をされてからもそういう状況は続いたわけでございまして、今でもそれは続いているわけです。また、学会の雑誌に発表するにしても、普通の雑誌に書いた原稿料をもらえますけれども、学会誌等は逆にこっちがお金を出さなければならぬ、こんな状況でございまして、結局そういう費用というのは全然見てもえません。

私は、かつて参議院の大蔵委員会に、大学の先生の出張費あるいはまた図書費、そういう学術あるいは研究に関する費用というのは税の上で見てももらえないかと大分実態を示しまして議論したことがございまして、残念ながら、給与所得控除と基礎控除のおさまるからそれでいいんだ、こういうことでやってもらえませんでした。やはり、そこにも一つの大きな原因があります。

そういった意味で、大学の先生にしても研究する人にしても金もうけを主体には考えてないわけであって、とにかく給与は給与として国家公務員の中できちっと決められておりますから、それに余り異論はないわけです。むしろ、そういった研究に係る費用というものが非常に少ない。そういったことが、こういう業界の過当競争のいわゆる札束合戦の中につい個人が弱いと埋没してしまふ、こういうことが今までもあったわけでござい

ます。そういった点で、大学の先生の給与とは違った面でのいわゆる研究費といえますか、図書費等も含めたものがきちんとされない限りなかなか解決

しない問題もあるのではないかと、こう私は思いますので、ひとつその点について文部省として今後考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○遠山(教)政府委員 先生お話しにございましたように、確かに国立大学の教官の教育、研究経費につきましては、特に近年におきます財政事情の悪化もありまして十分な充実を図れなかったというところがあることは事実でございます。殊に、アクティブな研究者にとりましては、国際学会に出たりあるいはいろいろな交流をしたりするときに旅費等が必要であるわけでございまして、この点につきましても、なかなか十分な措置がとれてきてなかったらみがございます。

この点につきましては、国立大学協会が平成三年に実施いたしました教官に対するアンケート調査によりまして、その必要性が強く訴えられておりまして、文部省といたしまして重要な課題の一つと認識しているところでございます。

このために、平成五年度予算におきましては、大蔵財政事情が厳しい中ではございますけれども、新たに教官の研究交流のための旅費を措置したところでございます。また、平成二年度以来、若干ずつではございますけれども教官当たり積算校費等につきましても増額を図ってまいっております。また、限られた財源の有効活用による教育、研究経費の重点的な増額あるいは給与等の処遇改善など、教官をめぐる教育、研究条件の改善のためにできるだけ措置をまいっているところであります。今後とも一層努力をしたいと思っております。殊に最近では、例えば奨学寄附金の制度を利用したり、あるいは後援財団の事業経費を適正な手続によりまして積極的に活用するということによりまして、国際交流等の教育、研究活動を実施している大学も見られるところでございます。こういう制度も活用していただくながら、一方で国費の方についてもできるだけ努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○矢追委員 結局、文部大臣、いつもこの文教委

員会でも議論がずっと出ていますので、すけれども、文教予算というものをやはりほかの省庁とは別に考えていかなければならぬのじゃないか。というのは、これから日本はどうやっていくのか。資源のない日本ですから、やはり技術とかあるいはそういう学問とか、そうなるかと結局人になるわけですから、結局教育ということ、日本は教育立国でいく以外にない。そういった点で、今までと同じような考え方はなくて、予算編成のあり方も考え直さなければいかぬのじゃないか、こう思うのです。この点は随分言われておりますが、文部大臣に新しくなられて、この問題をどうこれから閣議の中でも反映をされていくのか、ひとつお伺いをしたいと思います。

○森山國務大臣 先生御指摘のとおりでございます。基礎科学、医学も含めて、研究のための経費というのは今まで余り優遇されなかつた嫌いがございまして、いろいろな問題が出てきております。先ほど御指摘がございましたような好ましくない事件にもつながつてしまつたというように、あるわけがございまして、そんなことがなくとも、研究が停滞するとか活発にできないといううなことになるますと、これから日本がその立場にふさわしい国際貢献もしていかなければいけないという時代でございます。基礎科学の面で貢献できないということになりましたは大変大きな問題にもなつていくかと思つたわけでございします。

そのようなことを考えまして、最近、特に基礎的な科学の研究ということに着目していただく方がふえてまいりまして、先生の御指摘も大変ありがたいてございしますが、私どももいたしまして、何となくこの分野での予算をもう少し獲得し、研究に先生方が邁進していただけるようにしたい、そういう考えで努力をいたしてまいりました。例えば今回の平成五年度の予算におきましても、従来に増して財政当局の御理解もいただき、そう十分とは先生におっしゃつていただくことはできないかと思つたけれども、基礎的な研

究についてのさまざまな手だてを多少させていただくことができたわけでございします。科学研究費などにつきましても、ここ数年ほとんど得られなかつたようなかなりの増額を見ることができまして、そのようなことを積み重ねていきまして、研究の活発化ということに資していきたいというふうに思つております。

○矢追委員 次に、医学教育の問題に移りますが、いわゆる臨床実習、この問題がいろいろ議論をされておるわけでございします。といいますのは、臨床実習は卒前と卒後二つありまして、医科の場合は研修医制度が割合充実をしておりますので、そちらの方でかなりカバーできるせいもございします。日本における医学部の学生のいわゆる臨床実習、特に患者さんをさわるいわゆる医行為と言われる問題につきましては、各大学のばらつきも大変ございします。例えば医科では、一番少ないところが五百二十八時間、一番多いところが二千四百四十時間、平均が千二百二十時間、これが臨床実習の時間数です。それからもう一つ、これは厚生省の方でやつていただいた臨床実習検討委員会、平成三年五月十三日に最終報告が出ておりますが、その中に水準Ⅰ、Ⅱ、Ⅲというのを設けまして、学生さんができること、もちろん指導担当の教官はおるわけですが学生さんに独自でやらせること、それから少しはやらせるもの、それから絶対にやらせないで見せるだけ、こういうふうに分けております。諸外国の場合は、いわゆる医行為は日本よりも少し患者さんに実態的にできる、そういったことまで言つておるわけであつて、この点で日本の臨床実習は、特に米国、カナダ等からはおられておると指摘をされておるわけがございします。

この問題につきまして、特にいわゆる卒前の問題ですが、まずどのように認識をされておるか、お伺いしたいと思います。

○連山(教)政府委員 臨床実習の重要性につきましては、先生の御主張のとおり非常に重要なこと

だと考えております。その意味で実技機会の充実というふうなことを図つていくことが非常に大事だと考えているところでございします。意義について同感ということでございます。

○矢追委員 非常に問題がたつさんございまして、一つはやはり医師法との関係で、米国、カナダでは各州で学生さんいわゆる医行為をしてもよろしいという法律が決められておる。イギリスの場合は行政的指導。日本の場合これは認められておるわけがございします。今言つたような非常に低いといふことが簡単な医行為しかできない、こういうことでやつておるわけが、国家試験を通つてからいわゆる研修医制度がありまして、それで大体二年ぐらゐ各病院へ行つたり大学でやつたりして勉強して、それから実地本格的に開業するなり病院に勤める、あるいは大病院に残る、こういうことになつております。これは義務づけはされておるんですが、地方の場合は病院が少なくて困つておるところもありますけれども、大体都会を中心としたところは、いろいろ問題はありますけれども、ある程度研修医制度が行われております。歯科の場合になりますとちよつとまた様子が変わります。歯科の場合は千五百一十時間、歯科の場合はいづれも歯科の医療行為というものは簡単ですから、生命に別条ないという面もある程度ありますので、割合学生の間に臨床実習というものがたくさん行われてきた経緯はございします。しかし、現状におきましては、なかなかこの臨床実習がやりにくくなつておることは事実なのです。

その一つは、例を挙げますとインフォームド・コンセント、患者さんの同意を得ないと治療ができないといふ、これは患者さんの権利の主張も強くなつてまいりました。また、お医者さんの先ほど申し上げた倫理の欠如から医療過誤もふえてきた、そういうふうなことでこのインフォームド・コンセントといふことがもう随分前から言われ、日本でも最近かなりやかましくなつてきたわけ

でございます。それから、学生さんが治療しますよと言つと、やはり幾ら指導教官がいても患者さんは、いいですかと言つと絶対嫌がるわけが、大体歯科の大病院に来る患者さんといふのは、簡単な患者さんといふのは来ないのです。一つの例を言いますと、例えば歯を抜くといふと、抜歯の場合でも、普通の抜歯は大体開業医へ行かれるわけが、大病院へ来られる患者さんといふのは大変難しい抜歯の患者さんしか来ない。例えば親知らず、いわゆる埋伏歯の手術であるとか、そうなることはもう学生さんにはいじらせません。となりますと、現実には学生の間にできることはだんだん減つてきておるわけが、私なんかが学生のころは、随分昔ですから、四十年前近く前ですから、まだかなりできたんですけれども、今はもうほとんど、そういう臨床実習、時間数はかけておりますが、中身というのは大変だめなものになつてきています。

となると、医科と同じように、歯科の場合もいわゆる卒前研修、卒前の臨床実習といふのは、もちろん現状の中でできる限り高度なことをやらなければいけません。こういう状況の中ではある程度にしておいて、というのは、国家試験も昔は実地試験がございました。しかし、最近では歯科の場合実地試験がございしません。そういうような状況もありまして余計臨床実習がだんだんだめになつた傾向もあると思つたので、現実には大学の中で対応できることが少なくなつておるものが現状です。

したがうして、歯科の場合もいわゆる卒後研修、いわゆる研修医制度あります。ありますけれども、まだまだ医科ほどの充実はないといふか、現実には医科ほどできないわけが、といふものは、歯科の病院といふのは総合病院みたいなものはほとんどありません。大体、開業医の先生、多くて十人、二十人ぐらゐ雇つておる大きな歯科の診療所もありますけれども、大体小規模。いろいろな病院の中に歯科の診療室ありますけれども、それはもう一人か二人の先生がおられるだけで、

いわゆる総合的なものにはなっていない。

となりますと、何か大学の中でもう少しそういった卒業研修、いわゆる研修医に対する、今のままのスタッフではできませんので、拡充をしていくか、あるいは別に大学が主体となってやる以外はないと思うのですけれども、卒業の研修センターのようなものをつくって、各大学を出られて国家試験を通られた方がある程度そこで吸収をして、もっと高度な歯科医師の養成をやる、こういうことをしていく以外にはないのではないかと、このようにも考えるわけでございます。

特に医科と歯科は、今申し上げたように臨床実習の出身が違いますので、その点についてはかなり、最近の学生さんの状況を聞きますと、臨床の不得手な人がだんだんふえてきている。だから非常に、いわゆる高度な治療になりつつありますので、そういった面が要求されてきておるわけでございますが、その点についてはいかがですか。

○遠山(教)政府委員 歯科医師の卒業後の臨床研修の重要性につきましては、まさに御指摘のとおりであると考えております。卒業後の臨床研修といえますのは、卒業前の教育で得ました知識、技術を総合化したしまして、多種多数の症例に接して歯科医師として必要とされる高度な、同時に広範な知識、技術を獲得することを旨とするものでございまして、その重要性につきましては私も十分認識しているところでございます。

このような卒業臨床研修の重要性に照らしまして、国立大学につきましては、昭和六十二年度から歯学部附属病院におきます歯科研修医に関する予算を計上いたしております、年々拡充を図っております。平成五年度予算におきましては七億四千万円を計上いたしているところでございます。また、公私立大学につきましては、昭和六十二年度から厚生省におきまして歯科医師の臨床研修に係る予算を計上していると承知しているところでございます。

現在のところでは、歯科の卒業臨床研修は、指

導スタッフを持つており、そして研修に必要な患者を確保できる歯科大学附属病院におきましてそれぞれ実施されているところでございまして、次第に拡充してまいっているという段階でございまして。

○矢追委員 国立大学は研修医に対する予算がついて、研修医の方にいわゆる手当といいますが、人件費が出ているわけですね。ところが、私立の歯科大学の場合は、厚生省からお金が出ておりますが、現実問題としては大体図書費とかいろいろなそういう設備等にとられてしまつて、研修医の方に対する給料といえますか手当てといえますか、そういうものを大学が出しているところもありまして、ある大学は研究生と同じ考え方に立つて、年間例えは六十万円を取つて、そして六十万円返す。厚生省から来た予算はその人件費には使わない、ほかの方へ使う。こういうことをやっているわけですね。

これは文部省と違いますから、私は厚生省に言わなければいかぬ問題かと思ひますけれども、もちろん厚生省ももう少し金出してもらわなければ私は困ると思ひますけれども、そこにちょっと格差があるわけですね。もちろん国立と私立との間の会計の問題とか予算の問題等あると思ひますが、そういった面で、今おっしゃったように確かにふえていることは事実でございまして、確かに現実に大学、これは後で大学院の問題とも絡んでくるのですけれども、国立大学の場合それだけお金をいただけて研修医の方を決めて、もちろん人数が決まっていますから雇われていますが、実際に指導を担当する方の教官というのにも足りないわけですね。学生さんはいら、大学院の学生はいら、それから講義もしなければならぬ、自分の研究室のこともいろいろある。

そういった意味では、さっき私が言つたように、研修医の方は、いわゆる医科がやっているような外の病院がないかわりに別のものをつくつてはどうか。もしつくれないなら、今予算だけふ

やすとおっしゃっていますけれども、私は人間をふやしてもらう以外にない。午前中も出ておりまして例の教養部の問題もそうですけれども、結局大体は人が足りないのですよ。この点が非常にネックになっていると思うのですが、その点はいかがですか。

○遠山(教)政府委員 今、大学の教育、研究が高度化してまいりまして、いずれの分野でも人的な措置にさらにまた物的な措置もさらにという状況であるわけでございます。なかなか歯科医師の研修に絡む問題につきましては、今御指摘のようなことは事実であるわけでございます、私も、私どもといたしまして、非常に厳しい財政状況の中でございまして、できるだけ努力をして、そういう面での研修が円滑に行われるように今後とも力を尽くしてまいりたいと考えております。

○矢追委員 今の研修医にもう一つあるのです。留学生がおられるのですよ。これも面倒見なければいかぬのですよ。これがまた大変なエネルギーを皆さん使つていらつしやるわけです。特に東南アジアの人たちがたくさん大阪なんかは来ておりますけれども、一つは宿舎の問題、いわゆる住宅。それから経済、生活費といひますか。もう一つは言葉の問題。この辺で非常に皆さん苦労されて、結局大体皆先生方が悩んでいらつしやるのは、一生懸命留学生のためにやつてもなかなか手が回り切れない面もあるし、一生懸命やつてもなかなか喜んで帰つてもらえない。結局日本に来てもらいながらプラスはなかった。

大体、来る方は大学院が多い。あるいは研修医というか、卒業された、向こうのライセンスを持つてきている方が多いわけですね、それでも例えば向こうのライセンスを持っていても、日本では国家試験を通過していませんから、日本の開業はもちろんできない。診療行為もできない。しかし、そういった場合は特例として、帰国する前二年間、これだけはやつてよろしい、こういうことになっておりますが、この二年間でちや

んとカリキュラムの中でやれるような臨床の方はいいけれども、もっと三年、四年かかるようなものもある。そういう場合は延長するなり何か措置ができないのか。結局、中途半端で帰らなければならぬ。

というところ、向こうはせっかく勉強に来たのに、完璧な勉強はできなかった。そこへもつてきて、生活費は高い。宿舎はだめだ。言葉もあれだし、また日本の患者さんも、外人の人が来て、日本語がよければいいですけれども、片言で言われたら何か気味悪いとかそういう面もなきにしもあらずで、患者さんとの関係も出てくる。そういった意味で、本当に日本へ行つてよかったというのがなかなか少ない。そういった点で、皆さん一生懸命やる先生ほど非常に悩んでおられるのが現状でございまして、この問題もまた別途に考えていかなければならぬと思ひます。

もう一つは、こちらへ来てもらつたものいいのですが、今度は行く方も奨励しなければいかぬので、日本の先生方、これがまたなかなか行かない。この辺の二つの問題があるわけですね、これも、ちょっと今の問題とは外れますけれども、この留学生の問題、これはもう本当に深刻な問題になると私は思ふ。結局、反日感情が高まつて何にもならないと思ふのですけれども、いかがですか。

○遠山(教)政府委員 今、先生から御指摘のあったことは、各方面からも御指摘があることでございまして、私も私としても大変重要な問題だと考えているところでございます。

一方で、留学生の受け入れをさらに拡大をして、日本の国際化が進展する中で日本の地位にふさわしい役割と責任を果たすということについての期待も国の内外において高まっているところでございまして、そんなところから、受け入れの関連につきましても、厳しい財政状況のもとではございまして、各般の努力によりまして、平成四年五月現在の留学生は四万八千人となつていて、今後、この留学生の問題に

いうことに意を用いながら、国費留學生の計画的な増員、私費留學生に対する援助の措置、大学等におきまして受け入れ態勢の整備等、関連の施策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

殊に、医学系の留學生のみならず、留學生全般でございませうけれども、これを受け入れる各高等教育機関におきましても、留學生の受け入れに關しまして将来計画を含めた明確な方針を確立をしまして、留學生の受け入れを促進していただきたいと思ひますけれども、一方、受け入れた留學生に對しましては、責任を持つて教育指導を行う体制を整備するということも必要でございまして、文部省といたしまして、各大学の主体的な取り組みを支援してまいりたいと思ふところでございませう。

それから、國際交流の点に關しまして、先ほど来出ておりますように、その条件整備ということも大きな課題だというふうに認識をしておりますところでございませう。

○矢追委員 次に、大学院の問題で伺ひますが、これも結局最後は人と金ということに尽きてしまふわけでございませうけれども、大学院に對して、審議會の方からも答申は出てきておりますけれども、これからの大学院大学というふうな問題もございませう。現在も独立大学院あるいは独立専攻という形で試みは始まつておられるわけですが、すけれども、結局、今、学部教授と大学院の教授は兼任、施設も兼任、したがって大学院の學生さんと普通の研究生と、いわゆるその医局員といひますか、助手の——まあ助手以下です、今はありませんが、大体一緒くたで仕事をやり、勉強しておられるのが現状でございませう。もちろん講義等は別に行われておりますけれども、結局、教授の立場に立つた場合、教授といふのは大学の管理はしなければならぬ、講義はしなければならぬ、研究室の指導もしなければならぬ、その中にいろいろの人がおられるわけですね。さつき言つた留學生

もおれば大学院生もおれば研究生もおればまた助教以下に職員もいる、こういうふうな状況で、やはりこれは、私は、分離はとにかく急いでやつていただかなければならぬ。建物を新しく建てる、あるいは今の大学を全部丸ごと大学院大学にしていくというのともありますけれども、これも早急にやつていただかないと、そういう点では非常に問題になると思ふのです。

例えば文教予算、厳しい、厳しいとおっしゃいますけれども、そういった意味で新しいものをつくっていくというのは、私はそれがいいのじやないかと思ふのですけれども、今までの枠の中の総定員といひますか、定員でいけば問題ですけれども、また新しい事業といふか新規のことをやるわけですから、大体公共事業ふやせ、ふやせと言われてどどんふやしている状況の中で、もちろん道路も大事です、あるいは港も大事でしょう、住宅も大事ですけれども、今度はそういった方面もやろうということもございませうけれども、この大学院の問題、これはやはり私は深刻であると思ひます。また大学院の學生さんの立場に立つた場合にも、いろいろな問題指摘されておりますが、この点について、今四つですか、しかありませんけれども、この大学院大学といひますか、大学院の分離といふものをこれは早急に進めていただきたい。年次計画をきちんと立ててやるぐらいでお願いしたいと思ふのですが、いかがですか。

○達山(教)政府委員 日本の大学院の現状につきましては、大学審議會におきましても大変熱心な御議論が行われまして、その質的な面、量的な面、両方にわたつてもっと拡充していくべしという方針が出されておられるわけですが、特に、その質の問題の中では、大学院の大半が学部を基礎として置かれておられ、学部とは独立した実体を備えるものが少ない、したがつて、教育、研究組織として十分に成熟を見ていないといひたいのであるという点でありますとか、あるいは大学院の教育、研究経費、施設設備費等が十分でないような問題等、さまざまな質の

問題も指摘されております。また、量的な面につきましても、日本の大学院の院生の数というものは欧米諸国に比べて極めて少ない状況にあるというふうなことから、いづれについても拡充を図るということの必要性が答申でうたわれたわけでございます。もちろん、日本の大学院、これまでも各専門分野におきまして研究者の層の拡大でありまして、研究水準の向上あるいは専門的な職業人の養成等の点におきまして一定の成果をおさめてきたところではございませうけれども、日本の将来を考えたときには、やはりさらなる整備充実が緊要な課題だと認識いたしております。

特に、御指摘の点は、大学院の大半の研究科といひますものが、通常、学部を基礎として置かれておられる、このことに伴う大学院が独立した組織として十分でないということになつておられるというこの御指摘であらうかと思ふわけでございませう。最近では、私もどなたもいたして、境界領域あるいは複合領域など、いわゆる学際領域の教育、研究に對しまして需要が高まつております。特に、大学におきましては、学部における専門教育の上に、より高度な、より専門的な事項についての教育、研究を実施する必要がある、従来の学部、学科の組織編制にこだわらないで、独自の組織により研究科、専攻を編制することも必要になつてまいつたわけでございませう。

これらのことから、大学院設置基準におきましても、特定の学部を基礎とする従来の教育、研究組織としての大学院のほか、広く学部あるいは研究所と連携し、あるいは専任教員と専用施設による独立の組織を設ける等の、研究間の目的に即した組織編制ができるように規定上も明らかにいたしたところでございまして、このために必要な大綱の基準も明示したところでございませう。これらのことから、文部省といたしましては、大学院の高度化を図るという観点におきまして、学部を基礎と置かない独立研究科等の設置を推進していただくわけでございまして、設置の状況、独立大学院につきましては国立が三大学、私立では

一大学ございませうし、独立研究科につきましては国立三大学四十五研究科、公立一大学一研究科、私立七大学七研究科、独立専攻につきましては国立十二大学三十四専攻、私立一大学一専攻ということに進んでいるところでございませう。

医学に特化した答弁でなくて恐縮でございませうけれども、考え方としてはそのような形で、現在少しづつではありながら充実が図られておられるという段階でございませう。

○矢追委員 資料によりまして、定員それから入學者数ですけれども、博士課程は定員が一萬三千三百五十七のうち九千四百八十一、修士の場合は三萬五千六百七十四のうち三萬八千七百八、もちろん公立、国立、私立、全部入つての合計です。博士課程が定員に充足していない状況ですが、医学に限りまして、大体、基礎医学に行く人がだんだん減りまして基礎の方がいないわけですね。先ほど基礎研究の予算に力を入れているとおっしゃつた代いて、それはありがたいのですけれども、だんだん基礎系のいわゆるドクターコースへ行くのが減つて、大学院生がだれもいない、そういう研究室もゼロではなくなりつつありまして、これはやはりちよつと問題です。

それはどういふことかというところ、さっきの医の倫理に戻りますけれども、どうも皆さん臨床の方で行つた方が生活が安定する、そういうふうなことが非常に大きな原因になつておられるのではないかと申すわけですね。といひますのは、例えば、臨床系の先生は、定年になられましても就職先はあるわけですね。国立大学の場合、皆まだまだお若いわけですから、今まではその国立の先生方も定年でおやめになつても、病院に行くなり、臨床に携わる先生方はそう心配ない。基礎系の場合は割合少ないわけですね。私のお世話になつた先生方も、おやめになつてなかなか就職先が困つていらつしやる方も現実におられたことは事実です。そういうふうなことで、余計医学の場合には、前学もそうですが、基礎系には来ないのかなという感じを受けるわけですが、どうなつて

と、やはり今後の医学教育の上でも非常に問題になるわけですし、そういう風潮、やはりこれは結局大もの、先ほど申し上げている日本の国のあり方、高度成長を追いかけ過ぎた、いわゆる金もつけに走り過ぎた、それが全部政治からあるいは教育から医者さんからあるいはその他もろもろ、いわゆる社会的な立場のある人がみんなそつちへ行く、企業は企業で、会社人間になって企業の発展のためには何でもやる、悪いことでもやるんだ、そういう風潮が出てきた。これはやはり私は、日本の教育の一つの荒廃といえますが、そこに大きな問題があったと思うわけです。

これは大臣と局長にちよつと渡しておきますけれども、これは、緒方洪庵の書いた扶氏警戒之略といまして、これはフーフェラントという蘭学者が医者の戒めのことを書いたのを彼が簡条書きにしたものでして、それは医者としての一つの倫理を書いたものでございますが、そういうふうなものややはり私は医者さんの場合にも欠けてきておる、これはいろいろ原因があると思うのです。今言った世の中全体の問題、これは我々政治家も本心に反省しなければいかぬと思うのです。もう一つは、健康保険制度にも大きな原因が一つある。いわゆる乱診乱療というのが起こってしまふ、そういうこともある。それともう一つは、やはり先ほど申し上げた、最初に戻りますが、医学教育において本心にそういう教育もやっていかなければならぬと私は思うのです。

そういう意味で、医学教育で医者さんが本心に安心して治療もできるまた勉強もできる、そういう形をつくらない限り、まだまだいろいろな問題が起こってくる。特に最近医療過誤に対する訴訟、アメリカほどじゃありませんが、日本もふえてきました。また、先ほど言ったインフォームド・コンセントという問題、これはますます厳しくなってきました。となると、はっきり言ってお医者さんになる人が果たしてこれからどれだけふえてくるのだろうか。看護婦さんが今大変厳しい状況で、今度はお医者さんまで、もうかなわぬわと

いうふうになりはせぬか、また現に、お医者さんもうですが、歯科医師の場合特に過剰でございます。大阪大学だって八十から六十に減つてしまひましたけれども、そういうようなわけで削減をやつていかなければならぬ状況で、余計厳しい状況にあるわけでございますので、そういう問題も含めまして、結局、先ほど言った大学院の問題にしても基礎の方の勉強にも来るような、優秀なお医者さんができるような、また国民から信頼される医療というものに変えていかなければならない、こういうことを強く思うわけでございますので、大学院の問題、先ほど申し上げたいいわゆる卒前研修、卒後研修あるいは留學生の問題、こういった問題を真剣に前向きに取り組んでいただきたいと思つてございまして、大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。

○森山国務大臣 大学院の重要性、そしてこれから文部省が大学院あるいはさらにその上の研究者に対してどのように力を入れてやっていくかということは、先ほど局長から御説明申し上げました。社会一般の方でも大学院というもののに対する認識が今まで必ずしも十分ではなかったというふうに思ひます。例えば、普通の会社で人を採用いたしますときに、大学院を出ている人よりは、四年制の学部だけ出てまだ若くほとんど基礎的なことだけわかつていれば、後は会社の方でよく仕込むから余計なことを勉強してない方がむしろいいというような受け取り方もあったわけでございますが、最近では、ちよつとその様子が変わつてきたようにも思ひます。今のような複雑なまた情報化した高度な社会ということになつてまいりますと、大学院においてみっちり基礎を勉強し、広い知識、深い知識を持つている人が役に立つというふうな認識ができてきたような感じがしておるわけでございます。そのような意味で世間一般、社会一般においても大学院というものの価値が大変高まりつつあるように私は感じておるのでございまして、特に、医学とかそういう専門

門のお仕事の場合には一層それが重要であらうと思ひます。

また、医学教育ということについては独特の問題があると思ひます。御自分が勉強して知識を広める、深めるといふだけではなくて、それを具体的に治療という面で生かす、その実習をあわせてしなければいけませんし、先生方も、治療の上で教育もし、その他病院の運営も考えというふうなことで大変でいらつしやるというふうな思ふわけでございますが、しかし、それだけ非常に重要な社会的な役割、使命を持つていただいていることとございまして、文部省といたしましても、できるだけの応援をさせていただきたいというふうに考えております。

○矢追委員 それでは次に、コンピュータ教育に入らしていただきますが、大臣も御承知と思ひますが、私の所属しております公明党といたしましては、本年一月に「学校教育における「コンピュータ教育」の振興に関する提言 情報化社会に対応する豊かな人間教育を目指して」という提言を行つていただいたわけでございますが、それを基礎といたしまして質問をさせていただきます。

学校教育におきまして、これから情報化あるいは国際化、こういった進展が大きな影響をもたらしてきているわけでございます。これはもう大学だけに限らず、小中学校にまで必要になつてきたわけでございますが、現実において我が国と先進国におけるコンピュータ教育についての違いといひますか、差、特にハードウェアの設置率、これは小中高でどうなつておりますか、おわかりですか。

○野嶋政府委員 お答えを申し上げます。平成四年三月三十一日現在で、小学校が設置率五〇・二％、大体半分の学校でございます。設置している学校の平均設置台数は、三・八台。中学校が設置率八六・一％で、同じく平均台数が十二・八台。高等学校が九九・四％というところで、高等学校の場合はほとんど設置されております。

て、平均設置台数は四十・六台。このような数字になつておるわけでございます。

○矢追委員 外国におけるデータをいただいたのですけれども、これにはパーセンテージが入つておりませんので台数しかわかりませんが、アメリカと比較いたしますと、高等学校では日本の方が一校当たりの台数は多い。それからまた、中学校は少ないですね、小学校ももちろん少ない。アメリカは小学校が十六、中学校が十八、高等学校が二十七、こうなつておりますが、いわゆる設置率というのはいかならないのですか。米国、ドイツ、フランス、カナダで結構です。

○野嶋政府委員 これは先生御指摘ございましたように、文部省として調査した数字がないわけでございます。国際教育到達度評価学会というところから調べたわけでございます。今、先生がお述べになつた数字は、いわゆる設置台数の中央値といふことでございまして、大きいところからずつと並べて真ん中のところの台数が、例えばアメリカですと、今お話がございましたように小学校が十六台といふことになつておるわけでございますが、これが平均台数であるかどうかといふのははつきりわからない、こういう状況でございます。

○矢追委員 私の方でちよつと勉強したのですけれども、一九八九年現在で、アメリカは一〇〇％、カナダは一〇〇％、それからフランスが九七％、このようになつておる。日本はそういう意味ではうんとおくれつておる。このデータと先ほどお示しのとちよつとよくわからないのですけれども、そういう意味では大変立ちおくれつておる、こういうふうな思ふのですが、まず、立ちおくれはお認めになりますか。

○野嶋政府委員 私ども、外国のデータ、明確なものを持つておりませんので、現実にとどの程度比較ができるかといふことは難しいわけでございます。すけれども、私どもの計画といたしましては、平成二年度から平成六年度までの五年間に、小中高等学校、そして特殊教育諸学校につきましても、

設置率は一〇〇%にしたい。整備台数の方は、小
学校が三台、中学校が二十二台、普通科高等学校
が二十三台、それから特殊教育諸学校が五台とい
うことを目標に整備計画を立てまして、着実に整
備を進めているところでございます。

そういうようなことで、私も少しはしては、
そういうコンピュータ教育の重要性というものを
認識しながら、なお一層の努力を重ねてまいり
たい、このように思っております。

○矢追委員 時間が余りありませんので、今度は
教える方の先生の問題ですけれども、昨年三月の
文部省の調査では、操作できる教師は二六%、そ
のうちコンピュータを教えることができる教師
は約三三%、十一人に一人しか教えられない、こ
ういふ結果が出ているわけでございます。

コンピュータは入っても、ハードは入って
も、今度は教える先生方の教育。これは、情報処
理教育センター、各県にございいますが、まだない
ところもございいますね、ここで行われているわけ
ですが、大体、ここへ勉強に行かれて、十分な教
育がされているのかどうか。それから、まだ穴の
あいている県は早急につくられる方向になってい
るのかどうか。その点はいかがですか。

○野崎政府委員 現在、情報処理教育センター、
これは四十三都道府県におきまして四十八カ所設
置されているわけでございます。私も、情報処
理教育の重要性ということで、昭和四十五年から
情報処理教育センター設置要綱というものに基
きまして、施設設備の整備が図られるよう補助を
行ってきたわけでございます。

今お話ししたようなことで確かにまだ全県に設
置されていないわけでございますが、それ以外の
県におきましても、教育センターあるいは教育研
修所等におきまして情報処理教育部門を置きまし
て、情報処理教育に対応しているところでござい
ます。これらの都道府県につきましても、なお今
後十分相談をして、情報処理教育の充実に向け
て、センターの設置を含めて整備に努めてまいり
たいと思っております。

それから、研修の内容でございしますけれども、
今各県大変力を入れていただいております。文部
省におきましても、従来、基礎コースというよう
な形のいろいろな研修も設けておられるわけござ
いまして、平成五年度からは専門コースというよ
うなものも設けながら研修の充実に図っていき
たいと思っております。

確かにこの教育は、多くの人に、情報処理の技
術面だけではなく、技術面も大事でございします
けれども、やはりその重要性というものを理解
し、そして先生自体にやはり興味、関心を持って
いただくことが大変大事だ、このように思ってい
るわけございまして、そういう意味の研修の充
実にこれからは努めてまいりたいと思っております。

○矢追委員 コンピュータ教育で大事な問題
は、一つは、やはり一生懸命興味を示してやる生
徒さんがある反面、非常にこういったものに弱い
といえますか、最初からだめだという人もおりま
す。それから健康の問題、特に視力の問題がござ
いまして、そういった問題もやはりきちんと対策
を講じておかなければならない。そうでなくても
日本の場合、子供さんの近視が大部分多いわけだ
から、この辺がちょっと気になるところです。こ
の問題が一つ。

それからもう一つは、幾らコンピュータの技
術がうまくなったとしても、また倫理の話をして
恐縮ですが、やはり情報化が進展すればする
ほど、プライバシーの侵害の問題、あるいは
ネットワークへの不正侵入によるデータの破壊、
またソフトウェアの無断借用、こういうふうな問
題が起ります。情報に関するいろいろな、い
わゆる倫理といえますか法律といえますか、今知
的所有権というものの問題になっておりますの
で、そういう面での教育もしていかなければなら
ぬ。ただ、技術だけではなくてそういった使う人
間の方の問題も、間違えう大変なことになるわけ
でございしますので、そういう教育も重要であると
思います。

さらに、ついでに聞かせていただきますが、今
度は大学の場合ですが、特に教員養成大学におけ
るコンピュータ教育はどうなっているのか。そ
れからまた一般大学において、学生さんが勉強に
行くところは大体つくっているようですね、それ
も、なかなか満員で十分でない、相当込み合っ
ているようございまして、その点、どうなっ
ているのかをお伺いしておきたいと思います。

○遠山(教)政府委員 教員養成の方を先にお尋ね
でございますので、お答えしたいと思います。

確かに教員につきましても、児童生徒のコン
ピュータ教育に当たっては、その資質、能力の
向上が求められているところでございします。平成
四年度現在、国立の教員養成大学・学部はすべて
におきまして、コンピュータの教育に関する授
業科目、例えばコンピュータ理論でありますと
かコンピュータの活用による化学、生物、地
学、実験、情報基礎などを含みわけござい
ます。これを開設しているところでございします。

また、国立の教員養成大学・学部におきまして
は、教育方法の改善やコンピュータ等の機器を
十分使いこなせるように実践的な指導力を養う必
要があるということから、教育実践研究指導セン
ターあるいは教育工学センター等を全大学に設置
しているところでございします。

平成元年四月に教育職員免許法の改正が行われ
ましたけれども、この改正に伴いまして、教員免
許状取得につきましては平成二年四月の入学者か
らコンピュータ関連科目が必須となったところ
でございします。その適用を受けた学生が平成六
年三月には卒業するということになりますので、教
員免許取得者のその学習の成果が児童生徒に対
するコンピュータの指導の面におきまして将来
生かされてくるものと期待しているところでござ
いします。

○野崎政府委員 まず初めに、コンピュータ教
育につきましても、児童生徒への教育の影響、あ
るいは単なる操作だけの教育であってはいけな
いのではないかとございまして、私もこ

ンピュータ教育につきましては、操作だけの教
育ということにはこれはある意味では意味がない
ではないか。コンピュータが日進月歩大変技術
が進んでいるわけございまして、ある意味では
操作自体はもっと簡単な形で将来やれるというこ
とも予想されるわけございします。やはり一番大
事なのは子供たちがコンピュータに対して興味、
関心というものをもち、そして将来コン
ピュータというものを自分の意思で使ってい
く、そして情報を的確に処理していく、そういう
能力を生かしていくということが大事だと思っ
ておられるわけでございます。

それから、健康面におきましても、新しい学習
指導要領におきましては、例えば中学校の保健体
育におきまして、「コンピュータ等の情報機器を
使用する場合の影響について取り上げること配
慮するものとする。」ということで、保健体育科
におきましてそういう教育もしていこう、こうい
うことございします。

なお、いろいろな施設設備の関係におきまして
も、「コンピュータ学習スペース設計資料」とか、
あるいは「コンピュータ学習用家具の手引」とい
うようなものを文部省が編集いたしまして、そ
ういふもののひとつとして各学校におきましてもコン
ピュータ教室の整備とかそういうものに取り組
んでいただきたい、こういうことを考えておる
ところでございします。また、いろいろなマイナ
スの影響、児童生徒に及ぼす影響、そういうよう
なことで、平成元年から情報化が児童生徒の発達に
及ぼす影響に関する調査研究というものを教育研
究団体に委託しております、現在その報告書を
まとめているところでございします。

なお、このコンピュータ教育の倫理の問題、
これは私も大変大事なことでございまして、例
えば中学校の社会科でございしますが、「情報の増大及びそ
の働きが社会生活を変化させていることを理解さ
せ、情報と人間とのかかわりについて考えさせ
る。」こういうことございまして、情報にかか

わるさまざまな責任の自覚、こういうものを身につけていこう、こう考えておるわけでごさいます。先生の御指摘の点につきましては、情報化に対応する教育の中でよくこの指導の充実に努めてまいりたい、このように思っております。

○矢追委員 終わります。

○松田委員長代理 次に、山原健二郎君。

○山原委員 教養部改革問題について最初に伺います。

今回教養部廃止の改革が予定されている大学が、東北、群馬、富山、名古屋、徳島の五大学であります。そのうち、法改正事項にかかわる新学部設置を伴うところが群馬大学と名古屋大学でございます。教養部をめぐる改革、検討はどの大学でも非常に苦勞し、長い時間をかけて検討した経緯がありますから、そうした各大学の自主的な努力を尊重しまして、人的にも財政的にも可能な限りサポートをすることが必要だと思います。

この点について伺いたいのですが、特に、これまで教養部が担ってきた一般教育について、教養部が廃止された後どうするかという点が非常に大きな課題となっております。大学設置基準が大綱化されたといっても、一般教育の位置づけが低められていくわけでは決してありません。各大学とも一般教育と専門教育との有機的連携などを考慮しながら、全学でどう一般教育あるいは教養教育を担っていくかという課題に取り組んでいきます。そのためには、当然、全学的な調整を行う機構やカリキュラム研究活動、さらにそれらの活動を支える事務局体制などが必要になってくるわけでごさいます。これらについて各大学の改革要望を踏まえて支援措置をとるべきだと思いますが、この点について最初に伺いたします。

○遠山(教)政府委員 お答え申し上げます。

教養部の改組によりまして教養部の教官が各学部あるいは研究科等に分属いたしまして、全学の協力によりまして教養教育を実施するというに伴いまして、全学的な連絡調整が必要になると

いうことは御指摘のとおりでございます。このために、これまでに教養部改組を行いました大学では、いずれも教養教育の実施に關します企画、連絡調整を行うために、学長を委員長とする委員会を設置いたしますなど、それぞれの大学の特色を見ながら、全学的な協力のもとで円滑な運営を図るための工夫が行われているところでございます。また、大学によりましては、大学教育研究センターを設置いたしまして大学教育に関する研究を行いますとともに、あわせて、教養教育の実施に關します連絡調整の実務を行うこととしている大学もあるところでございます。

いずれにいたしましても、教養部改組等につきましては、厳しい行財政事情のもとで、限られた定員あるいは予算をできるだけ有効に活用しながら必要な対応を図っているところでございまして、今後におきます一層の充実につきましては、それぞれの大学におきます今後の運用の実態等を勘案しながら検討してまいることとしたいと考えております。

○山原委員 例えば教養部改組で新学部を設置する場合、例えば、施設設備の面で新たな対応が求められるわけですが、群馬大学は社会情報学部、名古屋大学は情報文化学部が設置されます。どちらも情報を軸とした教育、研究が展開されることになるわけですが、それにふさわしい情報機器の整備などが当然必要となります。また、名古屋大学の新学部は二つの学科から成りますが、一方は自然情報学科で実験系学科となります。現在の教養部の施設では対応できないわけでごさいます。実験系学科にふさわしい施設への建てかえなり改修が必要となると思いますが、こういう条件整備についても十分配慮すべきだと思いますが、この点はどうでしょうか。

○遠山(教)政府委員 群馬大学の社会情報学部それから名古屋大学の情報文化学部、これらはいずれも、高度情報化社会に対応することのできる人材を養成するという極めて今日的な考え方に基づいて構想されているものでございまして、その目

的を達するにふさわしい施設設備の充実を図って行くことは必要であると考えているところでございます。

国立大学の施設設備の整備につきましては、もとより各大学からの要求を待つて対応するものでございまして、群馬大学と名古屋大学の新学部につきましては、学生の受け入れが平成六年の四月からであるということでごさいます。新学部に關する施設設備の要求は平成六年度以降の概算要求の中で行われることになるわけでごさいますけれども、設備費につきましては、学科新設等に伴います設備費としてとりあえずそれぞれ必要な経費を措置していきたいと考えているところでございまして。

文部省といたしましては、限られた財源の中で、既存の施設設備の老朽化あるいは狭隘化、陳腐化を解消するという課題もございまして、さらに、新しい教育、研究組織に対応した施設設備の整備という両方の要請に対応していく必要があるわけでごさいます。新しい組織を設置する際にも、場合によってはしばらくは既存の施設を有効活用してもらうという例もないわけではないわけでごさいます。平成四年度の当初予算、それから補正予算におきまして施設費等の増強に意を用いましたほか、平成五年度予算におきましても施設費、設備費の増額を図りますなど、できるだけ努力を続けているところでございまして、今後とも各大学の要求に適切に対応してまいりたいと考えております。

○山原委員 今お話もありましたが、大学の施設設備の老朽、狭隘、陳腐化ですね、これはたびたびこの委員会でも問題になりましたが、中でも本年二月二十五日に出されました日本学術会議化学研究連絡委員会の報告は、大学の研究室の安全面に視点を当てた調査報告として注目をされております。

この調査は、社団法人日本化学会や社団法人日本化学工業協会の協力を得て行われておりまして、民間企業の専門家の目を通して点検がなされ

たという点では非常に注目し値するものであります。その報告書のとめとして、「現在の大学の研究実験室の実態は安全管理の面から見ると相当に深刻な状態にあり、災害に至る潜在的危険性が極めて高い。企業では到底考えられない危険な管理箇所も処々に見られ、設備、施設の貧困、運用予算の制約等から、やむを得ず日常的に、著しく安全性を欠いた状態で研究室を運営せざるをえない例が少なくない。」「このような状態は一刻も放置すべきでない。」「このようないふうな報告書のとめが出てくるわけですが、この点については大臣の方からお伺いしたいわけですが、この深刻な事態をどう受けとめておられるか、この点、お伺いたします。

○森山国務大臣 平成五年二月二十五日の日本学術会議化学研究連絡委員会の御報告の中で、大学の研究室における安全確保と実験環境の改善についていろいろの御指摘がありました。このことは承知いたしております。国立大学の施設設備の老朽化、狭隘化が進みますなど、教育、研究環境の悪化についてはかねてから国立大学協会など関係各方面から指摘されているところでございまして、文部省としても、重要な課題であると認識しているところでございまして。先ほどもちよっと申し上げましたが、私自身もそういうところを二三実際に見てまいりまして、本当に深刻な状態だということを実感いたしてまいりました。

これらの問題を改善いたしますために、教育研究環境の緊急かつ計画的な整備を進めたいと考えておりまして、平成四年度に特別施設整備資金制度を創設いたしまして、年次計画による特別施設整備事業を実施しているとともに、平成四年度の当初予算、補正予算、さらには平成五年度予算におきまして文教施設費の増額に努力しているところでございまして。

また、特にこの報告書で強調されました大学の研究実験室の安全の確保ということについては、各大学における安全管理体制の適切な確保、学生、教職員に対する安全教育の徹底など、安全確

のため平成四年度の当初予算に上積みしては国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置いたしました。施設の老朽化、狭隘化の解消を図るこ

とされているところでございますし、また補正予算においては、施設費の増強に格別意を用いたところでございます。さらに、平成五年度予算におきましても、施設費の充実について最大限の努力をいたしました。

お話し追加景気対策の問題は、今後の経済運営等にかかわる問題でございますので、御指摘の点については、今後関係省庁とも十分協議いたしまして適切に対処してまいりたいと考えております。

文部省といたしましては、今後とも財政事情等を勘案しながら、教育、研究の発展充実に資するよう施設の整備充実に一層努めてまいれる所存でございます。

○山原委員 昨年度から特別施設整備事業が実施されました。しかし、それも財源は大学移動跡地の売却益に限られて、五年間で一千億円という規模にとどまったわけです。あのときの審議で私は修正案を出したわけでありまして、一般会計からの大規模な繰り入れ措置をとって、より抜本的な対応を求めるべきだと思っております。この点が今求められているのではないかと思っています。

そしてもう一つ、この老朽施設の解消とともに狭隘な研究施設を抜本的に改善するということが極めて大事な課題になっておりまして、昨年度スタートしたこの制度によりまして、研究室のスペースは従来に比べましてどの程度広がるのか、実験系あるいは非実験系の双方でどういうふうになるのか、お答えいただきたいと思うのです。

○吉田(茂)政府委員 四年度からの特別施設整備事業でございますが、この内容といたしまして、御案内のとおり、老朽化に対する対応と狭隘化に対する対応ということがあるわけでございます。四年度を初年度といたします五年間で改築等について約三十五万平米の整備を進める考えでございますが、いわゆる狭隘解消整備については、この計画によりますれば、約五万平米の増という計算に相なっております。

○山原委員 これは大体面積にして実験系施設で二割、非実験系は一割程度ではないかと思いが、これでは話にならないわけでございまして、「研究室において研究者一人当たりの面積が、欧米各国の大学に比較して、実質的に三分の一から四分の一しかない」ということが先ほど申しました化学研究連絡委員会の指摘ではなされておるわけでございます。まことに極端な狭さが研究室の安全確保の上で重大な障害になっておることを示しておると思います。大胆な拡大措置がとられるべきだと思っております。これも学術会議の研究では第一項の項目に位置づけられておりますが、「少なくとも現在の二ないし三倍程度の面積に拡げるべきである」というふうに出ておりますね。これは御承知のことと思います。

問題は、いつも財源問題が出るわけですが、これも経済大国と称する我が国の富の配分等を考えるならば、大学に回す予算をつくることは不可能ではないと思っております。例えば、日立の研究開発活動を見ても、日立製作所の場合、昨年三ヶ月の有価証券報告書によりまして、「研究開発スタッフは、全体で約一万三千名であり、研究開発費は平成三年度に於いて売上高の一〇・五％にあたる四千四百十六億四千四百円を投入」しております。こういう状態です。研究開発スタッフの人数は、一人平均年一千万円としまして一千三百億円、この人数を除きまして二千八百億円が研究開発に投じられております。ところが、同年度の国立大学全体の校費、旅費及び教育研究特別経費の総額は七百八十六億、科学研究費補助金五百八十九億円を合わせまして二千三百七十六億円で、日立製作所一社の人数を除いた研究開発費にも届かないというのが実態でございます。その日立製作所に対して来年度予算で通産省分だけでも五十七億円の技術開発補助金が投入されておりますが、一方、大学院の教育、研究活動の高度化を図るとして昨年度から導入されました高度化推進特別経費の予算額は、全国の国立大学・大学院ひっくるめて五十一億円強でございます。

日立製作所一社に充てられた通産省所管の技術開発補助金の額にも達しないという状態でございまして、私は、ここに日本の大学における教育、研究活動が冷遇されている実態があらわれておると思えます。そういう意味で、この不均衡を抜本的に改めるならば、大学の教育、研究環境を緊急に改善する財源を生み出すことは可能だと考えるのでございますが、これについての大臣の見解を伺いたいと思っております。

そして、最後に特に指摘したいのは、大学の教育、研究活動の基本である、支えであるところの校費の問題です。科学研究費補助金は一定の伸びで増額措置がとられておりますけれども、しかし、校費は単価の伸びが一・二％にすぎない、これは教育、研究活動の抜本的改善はできない、こういう声が国立大学関係者の切実な要求となつてあらわれておるわけでございまして、ぜひその校費の増額の実現について取り組んでほしいと思っております。その二点についてのお答えをいただきたいのであります。

○森山国務大臣 日立製作所の研究経費と比較されて、国立大学の研究関係の予算についてもっと拡充するべきであるという御指摘でございます。企業の研究と国立大学における研究とは性格がかなり違うのでございまして、基礎的な研究という意味では共通の面もあるかと思っておりますけれども、国としての取り組み方あるいは考え方に違いがあるのはやむを得ないかと存じます。しかし、その中で、特に国立大学における学術研究というのは、人類社会の発展の重要な基礎を形成するもの、次の時代を担う若手研究者の養成というような非常に大切な役割を持っているわけでございまして、その振興と充実は非常に重要であるという認識をいたしております。御指摘のような大学の研究環境の非常に劣悪な面については、ほかの各方面からも大変御指摘をいただいているわけでございまして、先生の御忠告も踏まえまして、さらに一層努力をしていきたいと考えております。

○山原委員 校費の問題について、局長、一言あれば。

○遠山(教)政府委員 校費の問題は、大学におきまします基幹的な教育、研究経費に当たるわけでございまして、その充実の重要性は私どもも重要な課題と認識しているところでございます。このようなことを背景にいたしまして、平成五年度予算案におきましては、現下の大変厳しい財政状況ではございますけれども、限られた財源を有効に活用いたしまして、教育、研究の基幹的経費としての学生当たり積算校費と教官当たり積算校費について単価増を含めその増額を見たところでございまして、教育、研究所の各種プロジェクトを推進するための教育研究特別経費の増額、今委員からは額が少ないというお話ではございましたけれども、しかし、大学院の教育、研究条件の整備のための高度化推進特別経費の充実も図ることができたわけでございまして。このほか、科学研究費補助金の増等、全体として見ますればこれまでの増に比べてかなりの前進を見たものと考えているところでございます。

○山原委員 時間が来ましたので、終わります。

○松田委員 長代理、次に、柳田君。

○柳田委員 きょうはこれから、将来大学は一体どうあるべきだろうかというところでいろいろと御質問をさせていただければと思います。

現在も文部省としてはいろいろなことを考えながら大学はこうあるべきだということと頑張っておられるというのは承知をいたしておるわけでありますけれども、これほど高齢化社会が進むと、逆に子供の数がなくなってくるという時代を考えた場合には、さらに根本から考え直さざるを得ない時代になるのではないかといいふうな気がするわけであります。ということで、冒頭に、現段階で大学教育、教育全体、幼稚園からずっとあるわけであります。教育全体の中において大学というのはどういうふうな位置づけといたしまして、意義づけをされているのか、まず御答弁をお願いしたいと思います。

○森山国務大臣　ただいま申し上げましたように、大学は学術の中心としての性格を持ちながら、広く国民に高等教育の機会を提供するということをその使命、役割としておりまして、今日まで基

○柳田委員 これからいろいろな質問になるわけでありますけれども、私は手元に、十八歳人口に対する高校の卒業者の数とパーセンテージ、さらには大学、短期大学の進学率、こういうふうなデータが書いてある表を持っておるわけでありま

しゃつしていることでありますけれども、今日日本という国は、どちらかというと加工で成り立っている。その加工の中心は、どちらかというと中学卒業、高校卒業、この人たちが担っているのです。その上という言葉はよくないですけれども、指揮をしたり、こういうふうな仕事をしようということについては大卒の皆さんが当たっているという構造なので、この表で見て、今の段階ではある

と思うのですが、私も昔鐘物工場におりましたので、三Kの最たるところですが、ここの職場もほとんど高齢者なんです。あと何年かするとほとんどいなくなるのじゃないか。若い人は入ってきませんけれども、技術は今の段階では覚えなくてもいいのです。なぜかといいますと、こうしなさいというマニュアルがあるのです。ところが、マニュアルどおりすればその製品はできるので

が、その上の製品をつくらうとするともう無理なんです。一回失敗してしまつと、それを修正する技術が現場にないのです。これは一つの例ですよ。さらに、鋳物なんというのは、入ってくる日本人といふか、若い人はいないのじゃないか。そういう現状もあるのです。現在まではこうして、働く、現場で一生懸命汗を流しながらやつてくれる人はいたわけですが、これからの日本を考えた場合、もう既にその兆候は出ていますね。

もつと言いましようか。我々のいたスタッフは、現実として課長一人、部下ゼロですよ。つまり、みんな大学を出て入ってきた。もうこの兆候、既に入っていますからね、みんなその年代になつたら課長なんですよ。部下ゼロ。不思議な構造なんですね。ところが、さらにこれがどんどん進んでくるようなデータがここにあるわけですね。

さらにもつと言いますと、これから子供の数が減るとおっしゃっています。十八歳人口がどんどん減つてくると。平成四年度で二百五万人いる十八歳人口が、平成十九年、十五年先、西暦二〇〇〇年の初頭ですけれども、百二十九万人におちちてしまふというのです。ここでも考えなければならぬのは、平成四年度で二百五万人いる十八歳人口に対して、八十万人の人が大学と短大を卒業される。率にしますと三八・九%です。これがそのまま推移するはずはないのですけれども、平成十九年、その年の十八歳人口は百二十九万人。もし大学のキャパシティがそのままで推移したら八十万人が卒業できるわけですが、そうすると、これが七〇%になるのです。大変なことなんです。ただ文部省の中では、いろいろとお聞きしますと、そんな大学進学率にはならないだろう、まあ四〇%前半から五〇%ぐらいまでかなというお話も聞くのですが、それにしても大変な数が大学に行かれる。

大学に行くのが悪いと言っているのじゃないのです。ただ、貿易立国の日本を支えなければならぬというのを考えた場合に、果たしてこれで

いいのだろうか。これは社会のやることだし、みんな選択は自由だと言つてしまえば終わりますけれども、しかし、それで終わらない兆候がもう既に出てきている。以前アメリカの空洞化とよく言われました。もう商売だけやって、紙切れだけ移動させて成り立つていく国になればいいやと言えはいいのですけれども、それもだめだということ証明されましたね。やはり国内で産業を持たなければならぬ、さあどうするかということなんです。まず御感想をお伺いしたいと思います。

○森山國務大臣 十八歳人口が減少していくだろうということはかなり前から指摘されていたこととございまして、特に十八歳人口を対象として今日までやってまいりました大学の関係者にとつては非常に重大な関心事でございまして。ですから、各大学はそれに対応していくべくいろいろと工夫、努力をしまつてまいつたところでございまして、一口に申せば、それぞれの大学が個性的な魅力のある大学になるということによって多様なニーズにこたえていくことができるのじゃないかというのが今のところ多くの大学関係者が考えていることとございまして、平成三年の大学審議会の答申もそのラインでいろいろな提言をいたしております。

各大学においては具体的には、例えば学生のニーズに対応した教育カリキュラムの改革とか職業人の再教育、先ほどもちよつと申し上げましたが、十八歳人口だけを対象にするのではなくて、再教育とか生涯教育とかいう分野に大学が果たしていく役割も大きいのではないかと、そういう方向を探り、やってみている大学もふえてまいりまして、積極的にこの問題を打開し、その中で大学の新しい使命を果たしていこうという努力がいろいろなされていくと承知しております。

そのほか、高等専門学校とか短期大学とか専修学校の専門課程なども同じような問題を抱えているわけとございまして、それぞれ特色のある専門職業教育の充実に努力をしておりますし、文部省

といたしましても、各大学やこれらの教育機関の自主的な努力に応援をしていきたいというふうに考えております。

○柳田委員 感想を求めたのがあれでしたけれども、平成十九年百二十九万人で、大体四七%の進学率ですと大体大学に行く人は六十万人なんです。現在の八十万人から六十万人減らすと二十万人の減ですね。そうすると、それは三分の一の削減になるのです。それを問題にしようとしていいのではないのです。お間違いないようにしてほしいのですけれども、それはそれなんですけれども、ただ、それ以上に日本の要するにこれからの国力の問題なんですよ。

ちなみに昭和五十年ぐらいから大学、短期大学に行く進学率が四〇%近くになった。平成十九年にも多分それ以上になるだろうと言われていたのです。要するに半分近い人が大学、短大卒なんです。この期間が、何といつてももう四十年近くなんです。わかりますか。半分近い人が大卒、半分近い人が現場で支えるといつても、これから日本が経済成長率落としていくというなら結構なんです。でも、まだ上つていかなくてはならない。貿易立国を捨てるといふなら結構なんです。商業を目標すんだというなら結構なんです。文部省が、でも、そうではないんじゃないかと私は思うので、技術者不足ですよ。

私も以前理工で工学部の出身なんです。僕らのころも相当理工系に行く人が少なくなつた。卒業したとどこへ行くかといつたら証券会社、銀行へ行くとか我々は友達に言つたのです。入学する人も少ない。就職先も理工系に行かない。これがだんだん顕著になってきたのですが、最近ちよつと盛り返してきたといふことも聞きます。ただ、トータル的に見たときに、本当にこれで貿易立国日本として成り立つていくでしょうか。大臣、どう思われます。

〔松田委員長代理退席、渡瀬委員長代理着席〕
○森山國務大臣 従来のような形での産業活動と

いうものを頭に置いてお話しになるとすれば大変大きな問題があるというふうに私も思いますが、例えば証券会社とか銀行とかあるいは百貨店とか、そういうところに勤める人たちは従来の経済や簿記やそういうことさえ知っていればいいというわけではなくて、コンピューターを駆使しなければならぬ。それがほとんど必須の条件であるような時代になっておりますので、そういうことを考えますと、今までの産業状況とはちよつと違うのではないかと。それに必要な労働力の質もまた変わつてきているのではないかと。そういうような気がいたしますが、そのような新しい局面に対応して教育も、大学教育も専門教育も行われていくべきなのではないだろうかというふうに、全く個人的な感想でございしますが、思います。

〔渡瀬委員長代理退席、松田委員長代理着席〕

○柳田委員 産業構造が変わるとおっしゃいます。それでもいいのです。私は、ただ、機械をつくらなければいけないのです。日本の国も。物をつくらなければいけない。ところが、機械でも物をつくるにしても、必ず鋳物というのは要るのです。残念ですけれども、この鋳物のつくり方というのは西暦前からあるのです。遅々として変わつていきました。正直言つて、これから二十年中で変わるというのはいささか、そんなのできるわけがないのです。やり方は変わるかもしれないけれども、そんな簡単につくれないのです。だから、そういう鋳物とか基礎の分野で物がなくなつたら本当に、私は造船ですけれども、船だつてつくれないのです。日本で、機械だつてつくれないのです。ところが、そういう基礎的なところに行く人がほとんどなくなつてきた。さらに言いますと、溶接棒を握らなければいけないわけですよ。機械でやっていますけれども、できないところが多い。それもだんだん少なくなつていくのです。いるのは高齢者だけなんです。余り時間がなくなつてしまつたが、現場といふんです。技術の伝承というのが本当に大きな課題になつてい

るのです。私は今の大学が悪いとかなんと言いうつもりはないのですけれども、本当にこのままのさつき大臣が言った方向でやっていった場合に、私は不安だと思っているのですよ。

それで、どうしたらいいかなんですが、要するに物をつくる人がプライドというのは持っているのですよね、昔の人は。本当にプライドを持っているのですよ。だから、我々スタッフが行って、こうした方がいいものができます、黙っておけと言います。おれが二十年間培ってきた技術で、見ておけと言います。いや、確かにいいもの、できませんでした。頭を下げる思いですよ。でも、もうそれもないのですが。特に若い人たちに物をつくる、世間から、世間というのは言葉がどうか知りませんが、あの人は鋳物工だよと言われたら嫌ですよ、世間一般では。それはそうですよ。帰ってくる時に真っ黒い服を着て顔も泥だらけになって帰ってくるのですから。お母さんも嫌ですよ。もっときれいな職場についてよと言ったのが普通だと思ふのですが、若い人たちに全然と言っているくらい、もう本当にプライドがないのです。悲しいことです。

それで、このプライドをつけるくらいは国としてもできるのじゃないかなということ、ドイツにマイスター制度というのがあるのは皆さんよく御存じだと思ふのですが、日本の大学、私はそれは否定しませんが、文句を言うのだったから、広く浅くを少しやめてほしいと思っているのですけれども、もう少しまじめに勉強するようなシステムをつくってほしいと思ふのです。それともう一つ、そういう技術を継承する、育てる、プライドを持たせるといふような分野がもっと、文部省の行政とは言いません、この日本の中にあってしかるべきではないかと思ふのですが、御感想はいかがでしょう。

○森山国務大臣 文部省の仕事とは直接関係ないかもしれないとおっしゃってくださいましたが、今お話を承っていて思い出したのは、労働省

がやっております能力開発局の仕事の中に、そういう伝統的な、あるいは長年鍛え上げた技術を持つておられる方を表彰し、多くの方に知っていただくという活動をしている分野がございます。これは大変高く評価されております。

それから、そこまで行きますとでいろいろな技能の検定制度がございます、幾つかのランクに分かれていて、だんだん勉強し修業を積んでいけば上の方へ行ってその検定の証明書がもらえるとか、その結果待遇もよくなるとか、そういうのがございまして、先生も御存じだと思いますけれども、そういうのが多少そういう問題の解決に役に立っているのではないのでしょうか。

強いて申し上げれば、文部省にも、文化的な技能、技術というのについては文化という面から評価させていただいて、いろいろな表彰をする制度がございましては御存じのとおりでございます。

○柳田委員 労働省だとおっしゃいます。ただ、平成十九年に、文部省の予測として四一から五〇という数字があるのですよ。私はこんなになくさん大卒ができることは否定はしないのですけれども、この中の三分の一くらいは本当に日本の技術を伝承する、そしていろいろなところに入っていくって国民をリードしていくというのは、文部省としてもあってもいいんじゃないか。だから、大きく文部省の政策も転換したかどうかと思ふのです。でも、それができるのは労働省じゃなくて文部省じゃないか。要するに、今ある大学という大枠組みを、意義を変えらるんだ。

教育の中には、それは一般的な勉強もある。そして、あなたが将来進んであろう専門的な分野の中にも、薄く広くやる分野もあるかもしれないけれども、こういう専門的な知識を得て技術を得る、進学できる大学だってあるんですよ。そして、卒業したらいろいろなところに散って、指導でもできるし、会社に入ってから後輩の育成もできるじゃないか。そういう目から見ると、これは私は労働行政じゃなくて、文部省も責任がある

のではないかと思ふのですけれども、いかがでしょう。

○森山国務大臣 日本じゅうに五百以上の大学がございまして、それぞれの伝統もございまして、新しい時代に対応して個性的な大学でありたいと、それぞれ努力をしているわけでございまして。ですから、その多様な努力の中で、おっしゃるような大学が出てくるということも大いに考えられますし、その兆しはございます。またさらに、先生がおっしゃるようなことを現にやっておりますのは、国立工業高等専門学校というのがございまして、ごらんになっていただいたことがあるかどうか存じませんが、その中では、今先生が御指摘のような分野の新しい人々を養成していくということに大変熱心に入られて、私も見ましたところでは、大変熱心に意欲的に勉強し、指導が行われているというふうに見えてまいりました。そういうところの役割がまた今以上に大きくなっていくものかもしれないというふうに考えます。

○柳田委員 高専のことよく知っております。そして、高専を卒業してその専門分野にほとんどの人が行かないのも知っております。別の分野に行ってしまうんです、現状は。だから、それを充実するというのはいいことなんです。ただ、私が言いたいのは、もっとプライドが持てるような状況を、私はこの分野については權威なんです、大学を卒業した皆さんとも負けないんです、そしてそれをいろいろなところに行つて指導しながら、自分も仕事をしながらというのは非常に意義のあることではないかな。

将来、五〇％近い人が大学、短大に行くようになるそうだけれども、先日PKOの調査でドイツへ行つたときに、ドイツの人とも話をさせてもらいました。何か、ドイツでは大学卒の割合が大体一五％ぐらいですか、十何％だと聞いて帰ってきたんです。それに対して、ドイツの人はそれでも多いというふうなことをおっしゃったのです。平成四年度大学入学者五十四万人、十八歳人口二百五十万人、二六・四％、これは日本の将来を

考えた場合に多いんでしょ、か少ないんでしょ、か、お答えを願いたいと思います。

○遠山（教）政府委員 私が答えするにはちょっと大きな問題過ぎるのかもしれないけれども、これまで十八歳人口の動向に応じてどう高等教育機関を整備していくかという観点での議論が盛んでございまして、またその議論に基づきまして、高等教育の機会を広げて国民の資質を高めるということに意を用いてまいったことも確かでございます。ただ、非常に長い展望を持ちますと、先生がおっしゃったような考え方も一つにはあろうかと思ひます。

しかしながら、例えば理工系の技術教育あるいは大学での教育のあり方等につきましても、今大きな大学改革の流れの中で、より魅力のある内容にしようというふうな転換も行われつつございまして、本当に先生がおっしゃるやうに、物をつくる、現に自分がそれをつくってそこで喜びを見出すというふうなことは人間にとっても大変大事なことでございます。ですから、そういうことに価値を持つというふうな考え方というのは、教育の制度でも理工系のようなものを魅力的に展開していくという点もございまして、社会全般にそういうことの重要性が行き渡って初めて初めてそういうことの実現が図られるのではないかと思ひます。細かいデータはまた御説明したいと思ひましたけれども、時間がございませぬので、しかし大変貴重なお話として承らせていただきましたと存じます。

○柳田委員 時間なのでやめますが、私も四年制大学を卒業して会社へ入りました。しっかりと再教育を施されまして、やっと会社の中でも歩み始めた、そういうのが今の現状ではないかと思ひますので、これからは文部省としてもいろいろと御検討願いたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○松田委員 長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

午後四時三十分散會

文教委員會議錄第二号中正誤	ベージ 段行 誤 元 二三 かかる 正 かかる	同 第三号中正誤 ベージ 段行 誤 二 二 末 学校へに 二三 二三 段階ある 四 四 サンプル 四 八 飲んで 正 学校に 段階にある サンプル 飲んで	同 第四号中正誤 ベージ 段行 誤 一 一 八 教育 四 末 一 配置 正 教育 配置
----------------------	--	---	---

平成五年四月十九日印刷

平成五年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局